

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 4 号

令和7年（2025年）12月5日（金）（第4日）

吹田市議会会議録 4 号

令和7年11月定例会

○ 議 事 日 程

令和7年12月5日 午前10時開議

1 報告第33号 損害賠償額の決定に関する専決処分について

議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第124号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第5号）

2 議案第125号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第126号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）

議案第127号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第128号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第129号 令和7年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第130号 令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第98号 調停条項案の受諾について

議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

議案第101号 吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第102号 吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第103号 吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第104号 吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第105号 吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第106号 吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について

3 議案第107号 吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について

議案第108号 吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第109号 吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第110号 吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第111号 吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第112号 吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について

議案第113号 吹田市立武道館の指定管理者の指定について

議案第114号 吹田市立総合運動場の指定管理者の指定について

議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について

議案第116号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について
議案第118号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第4号）
議案第119号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第120号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）

4 一般質問

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出 席 議 員 34 名

1番	益 田	洋 平	2番	梶 川	文 代
3番	五 十 川	有 香	4番	西 岡	友 和
5番	久 保	直 子	7番	石 川	勝
8番	後 藤	恭 平	9番	中 西	勇 太
10番	玉 井	美 樹 子	11番	山 根	建 人
12番	村 口	久 美 子	13番	後 藤	久 美 子
14番	川 田	尚	15番	江 口	礼 四 郎
17番	浜 川	剛	18番	井 上	真 佐 美
19番	野 田	泰 弘	20番	竹 村	博 之
21番	塩 見	み ゆ き	22番	柿 原	真 生
23番	清 水	亮 佑	24番	今 西	洋 治
25番	林	恭 広	26番	澤 田	直 己
27番	白 石	透	28番	有 澤	由 真
29番	矢 野	伸 一 郎	30番	小 北	一 美
31番	橋 本	潤	32番	乾	詮
33番	高 村	将 敏	34番	井 口	直 美
35番	泉 井	智 弘	36番	藤 木	栄 亮

○ 欠 席 議 員 0 名

○出席説明員

市長	後藤	圭二	副市長	春藤	尚久
副市長	辰谷	義明	危機管理監	岡田	貴樹
総務部長	山下	栄治	行政経営部長	今峰	みちの
税務部長	中村	大介	市民部長	大山	達也
都市魅力部長	脇寺	一郎	児童部長	道場	久明
福祉部長	梅森	徳晃	健康医療部長	岡松	道哉
保健所長	松林	恵介	環境部長	道澤	宏行
都市計画部長	清水	康司	土木部長	真壁	賢治
下水道部長	愛甲	栄作	会計管理者	伊藤	さおり
消防長	山田	武史	水道事業管理者職務代理者 水道部長	原田	有紀
理事（子育て支援センター担当）	北澤	直子	理事（公共施設整備担当）	伊藤	登
理事（地域整備担当）	梶崎	浩明	教育長	大江	慶博
学校教育部長	井田	一雄	教育監	植田	聰
地域教育部長	二宮	清之			

○出席事務局職員

局長	岡本	太郎	参事官	守田	祐介
参事官	東貴一		主幹	森岡	伸夫
主幹	辻一本	征志	主査	今井	理香子
主査	水落康介		主任	角田	詩織

（午前10時 開議）

○矢野伸一郎議長 ただいまから11月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名であります、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 報告第33号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。土木部長。

（土木部長登壇）

○真壁賢治土木部長 御上程いただきました報告第33号 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして御説明申し上げます。

このような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じます。

恐れ入りますが、追加議案書の5ページをお願いいたします。

専決処分年月日は、本年11月21日、損害賠償額は47万5,123円でございます。

事故の概要でございますが、本年9月7日午後3時46分頃、大阪モノレール宇野辺駅西側付近の吹田市青葉丘北8番22号先の市道におきまして、街路樹の枝が折れて落下し、信号待ちのため停止していた相手方個人所有の普通乗用車に当たり、同車が損傷したものでございます。

なお、この事故によります損害賠償金につきましては、道路賠償責任保険から全額給付されるものでございます。

事故の対策といたしまして、周辺街路樹の調査・点検及び樹木剪定を行っておりますが、今後もより一層、市道の管理に注意を払い、同様の事故がないよう努めてまいりますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程2 議案第121号から議案第130号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務部長。

（総務部長登壇）

○山下栄治総務部長 御上程いただきました議案第121号から議案第123号までの提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

これらの議案は、一般職の国家公務員の給与について、本年の人事院勧告どおり改定を行うことが、本年11月11日に閣議決定されたことを踏まえ、人事院勧告による改定内容に準じ、本市職員の給与等の改定を行うものでございます。

まず、議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

追加議案書7ページをお願いいたします。

本案は、職員の給与の改定を行うものでございます。改正案の内容につきましては、追加議案参考資料により御説明申し上げますので、5ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1条関係、吹田市一般職の職員の給与に関する条例の改正内容でございますが、第6条の3につきましては、特定任期付職員に適用しております給料表を本年4月1日に遡って改定するものでございます。第11条の3につきましては、初任給調整手当の金額を本年4月1日に遡って改定するものでございます。6ページにかけての第18条につきましては、通勤手当の金額の見直しで、自動車等の使用者に対する支給額を、距離区分に応じて本年4月1日に遡って引き上げるものでございます。7ページの第28条につきましては、期末手当の支給割合を、8ページにかけての第29条の2につきましては、勤勉手当の支給割合を、定年前職員、定年前再任用短時間職員及び特定任期付職員について、それぞれ本年12月1日に遡って引き上げるものでございます。

9ページから27ページまでの別表第1及び別表第3から別表第6までの改正につきましては、特定任期付職員以外の一般職の職員に適用しております給料表を、本年4月1日に遡って改定するものでござ

います。

この給料表の改定により、行政職給料表が適用される職員1人当たり、平均で、月額11,165円、率にして3.39%の引上げとなるものでございます。

次に、28ページの第2条関係の第18条につきましては、通勤手当の金額の見直しで、令和8年度から支給限度額を引き上げ、自動車等の使用者に対する支給額につきまして、新たな距離区分を設定するものでございます。

29ページの第28条につきましては、期末手当の支給割合を、30ページの第29条の2につきましては、勤勉手当の支給割合を、定年前職員、定年前再任用短時間職員及び特定任期付職員について、それぞれ令和8年度から改定するものでございます。

次に、31ページの第3条関係、吹田市特別職の職員の給与に関する条例の改正内容でございますが、第2条第2項につきましては、別表で定めております給料の額を本則で定めるものでございます。第2条第4項につきましては、市長を除く常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を本年12月1日に遡って引き上げるものでございます。

次に、33ページの第4条関係の第2条第4項につきましては、市長を除く常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を令和8年度から改定するものでございます。

追加議案書24ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例の施行期日等を定めるものでございます。

次に、議案第122号　吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

追加議案書27ページをお願いいたします。

本案は、市長及び議員の期末手当の改定を行うものでございます。改正案の内容につきましては、追加議案参考資料により御説明申し上げますので、41ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1条関係の第11条第2項につきましては、期末手当の支給割合を、第12条第2項につきましては、勤勉手当の支給割合をそれぞれ本年12月1日に遡って引き上げるものでございます。

関する条例の改正でございますが、第2条第4項につきましては、市長の期末手当の支給割合を本年12月1日に遡って引き上げるものでございます。

次に、42ページの第2条関係の第2条第4項につきましては、市長の期末手当の支給割合を令和8年度から改定するものでございます。

次に、43ページの第3条関係、吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正内容でございますが、第7条第2項につきましては、議員の期末手当の支給割合を本年12月1日に遡って引き上げるものでございます。

次に、44ページの第4条関係の第7条第2項につきましては、議員の期末手当の支給割合を令和8年度から改定するものでございます。

追加議案書27ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例の施行期日等を定めるものでございます。

次に、議案第123号　吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

追加議案書29ページをお願いいたします。

本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の改定を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、追加議案参考資料により御説明申し上げますので、45ページからの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

まず、第1条関係の第11条第2項につきましては、期末手当の支給割合を、第12条第2項につきましては、勤勉手当の支給割合をそれぞれ本年12月1日に遡って引き上げるものでございます。

次に、46ページの第2条関係の第11条第2項につきましては、期末手当の支給割合を、第12条第2項につきましては、勤勉手当の支給割合をそれぞれ令和8年度から改定するものでございます。

追加議案書29ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例の施行期日等を定めるものでございます。

以上が、議案第121号から議案第123号までの提案

の理由及びその概要でございます。

なお、議案第121号から議案第123号までの参考資料といったしまして、追加議案参考資料の35ページ及び36ページに本年の人事院勧告の概要を、37ページから40ページまでに行政職給料表切替早見表を、それでお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案第124号 令和7年度 吹田市一般会計補正予算（第5号）から、議案第128号 令和7年度 吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までにつきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明を申し上げます。

これら5件の議案は、議案第121号から議案第123号までの吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について等、3議案に係る歳入・歳出予算を補正するものでございます。

追加議案書31ページをお願いいたします。

議案第124号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ10億5,042万3,000円を追加し、補正後の総額を1,821億6,291万円とするものでございます。

34ページ、35ページ歳出の表をお願いいたします。

各款及び各項にお示ししている補正額は、一般会計で負担しております人件費及びパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償のほか、特別会計への繰出金及び下水道事業会計への負担金をそれぞれ追加するものでございます。

まず、人件費及び費用弁償につきましては、一般職、会計年度任用職員、特別職及び議員分で、総額10億1,562万2,000円を追加するものでございます。

内訳でございますが、一般職で6億5,253万5,000円、特別職で30万3,000円、議員で133万5,000円、会計年度任用職員で3億6,144万9,000円となっております。

次に、国民健康保険特別会計などの4特別会計及び下水道事業会計への繰出金及び負担金につきましては、総額3,480万1,000円を追加するものでございます。

内訳でございますが、第3款 民生費の介護保険特別会計繰出金で987万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金で272万8,000円、国民健康保険特別会計繰出金で860万6,000円、第5款 労働費の勤労者福祉共済特別会計繰出金で22万4,000円、第8款 土木費の下水道事業会計負担金で1,337万1,000円となっております。

33ページ、歳入の表をお願いいたします。

第14款 国庫支出金で252万8,000円及び府支出金で38万6,000円の追加は、国庫補助事業等の入件費に係る国・府支出金でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で10億4,535万4,000の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

次に、第2項 特別会計繰入金で2万4,000円の追加は、介護保険特別会計繰入金でございます。

次に、第19款 諸収入、第5項 雑入で213万1,000円の追加は、雇用保険料本人負担分、後期高齢者医療広域連合受託収入及び地方独立行政法人市立吹田市民病院人件費負担金でございます。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第125号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ861万6,000円を追加し、補正後の総額を329億6,139万1,000円とするものでございます。

歳出におきましては、一般職及び会計年度任用職員の人件費を追加し、歳入におきましては、一般会計繰入金及び雑入を追加するものでございます。

次に、125ページをお願いいたします。

議案第126号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ22万4,000円を追加し、補正後の総額を4,030万8,000円とするものでございます。

歳出におきましては、一般職の人件費を追加し、歳入におきましては、同額の一般会計繰入金を追加

するものでございます。

次に、141ページをお願いいたします。

議案第127号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ1,253万4,000円を追加し、補正後の総額を343億5,282万5,000円とするものでございます。

歳出におきましては、一般職人件費、会計年度任用職人件費及び一般会計繰出金を追加し、歳入におきましては、国庫補助金、支払基金交付金、府補助金、一般会計繰入金、基金繰入金及び雑入を追加するものでございます。

次に、171ページをお願いいたします。

議案第128号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算にそれぞれ273万1,000円を追加し、補正後の総額を74億1,633万円とするものでございます。

歳出におきましては、一般職及び会計年度任用職員の人事費を追加し、歳入におきましては、一般会計繰入金及び雑入を追加するものでございます。

以上が、議案第124号から議案第128号までの5議案に係る提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

（水道事業管理者職務代理者水道部長登壇）

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 御上程いただきました議案第129号 令和7年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

追加議案書の195ページをお願いいたします。

今回の補正は、市長事務部局と同様に、水道部におきましても給与制度の改正に伴い、一般職の給与費の増額をお願いするものでございます。

まず、第1条は本補正予算の総則を定めるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の支出の部、第1款 水道事業費用におきまして、7,269万3,000円増額し、総額を80億9,074万3,000円に改めるものでございまして、198ページ、199ページの補正予算実施計画書にお示しのとおり各費目における給与費

をそれぞれ増額するものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の支出の部、第1款 資本的支出におきまして、593万2,000円増額し、総額を68億4,452万6,000円に改めるものでございまして、補正予算実施計画書にお示しのとおり建設改良事業に係る職員の給与費を増額するものでございます。

196ページをお願いいたします。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を7,862万5,000円増額し、14億1,717万5,000円とするものでございます。

以上が補正予算（第1号）の内容でございますが、200ページから211ページに給与費明細書を、また212ページには予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書で今回の補正により変更のございますところをお示しいたしておりますので、御参照いただきまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 下水道部長。

（下水道部長登壇）

○愛甲栄作下水道部長 御上程いただきました議案第130号 令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の213ページをお願いいたします。

今回の補正は、給与制度の改正に伴い、一般職の給与費の増額をお願いするものでございます。

まず、第1条、本補正予算の総則を定めるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出のうち、収入の部につきましては、第1款 下水道事業収益1,337万1,000円を増額し、総額を100億8,005万9,000円に改めるもので、第1項 営業収益及び第2項 営業外収益の増額は、一般会計負担金でございます。

次に、支出の部につきましては、第1款 下水道事業費用で3,260万4,000円を増額し、総額を97億2,766万5,000円に改めるもので、第1項 営業費用の管渠費から総係費までの各費目におきまして、報酬、給料、手当等、法定福利費、賞与等引当金繰入

額及び退職給付費を合わせた給与費及び旅費を増額するものでございます。

214ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出でございますが、支出の部におきまして、第1款 資本的支出で825万8,000円を増額し、総額を75億8,483万円に改めるもので、内容は、第1項 建設改良費の管渠建設改良費及び処理場建設改良費におきまして、同じく給与費を増額するものでございます。第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を増額するものでございます。

なお、216ページから232ページには、今回の補正により変更のございました予算実施計画、給与費明細書、予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書を記載しておりますので、御参照いただきまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問は後日に受けることにいたします。



○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第88号、議案第90号、議案第91号、議案第98号、議案第100号から議案第116号まで及び議案第118号から議案第120号まで並びに日程4 一般質問を一括議題といたします。

昨日に引き続き、質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 日本共産党の塩見みゆきです。質問をさせていただきます。

初めに、千里丘北地区についてお聞きをいたします。

千里丘北地区は、毎日放送跡地の広大な敷地に建設された約1,700世帯のマンションを中心に隣接する戸建て二十数軒を含む地区になります。マンション建設に伴い、千里丘北小学校が敷地内に新設され、まちびらきから十数年が経過をいたしました。

しかし、いまだに地区公民館が整備されておらず、市内の其他地区のように小学校区を基本とした連合自

治会などの組織もありません。

自治会は一定の区域内の住民がお互いに協力し合い運営する任意の自治組織です。よって、強制し、組織するものではありません。

ただ、連合自治会がないことが防災や地域福祉を進める上で支障を来していることもあるようです。例えば、連合自治会単位の防災対策委員会がなく、1月に実施する一斉防災訓練や校区防災委員のリストなど、様々な情報が共有されていません。

マンションでは、3棟のうち2棟の管理組合で自主防災組織があり、定期的に訓練はされています。隣接する山二地区防災委員会は、3年前からマンション側に対し、千里丘北小学校での合同訓練を働きかけ、千里丘連合町会に届く情報を提供されています。昨年の一斉防災訓練には、初めてマンションから約50人が参加されました。

千里丘地域は、3小学校区の防災委員会が連携し、協議会をつくり、防災の講演会や防災訓練を実施しています。同じ千里丘の地域として、千里丘北地区とも連携していきたいと言われています。千里丘北地区で連合自治会や防災委員会につながるよう、市も地域と一緒にできることはないのでしょうか。それぞれ担当部局の見解をお聞きいたします。

また、地区の拠点ともなる公民館の設置についてもお聞きをいたします。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 まずは市民部から御答弁申し上げます。

連合自治会につきましては、任意の団体である自治会で組織されていることから、その結成につきましても任意であり、地域の実情に合わせて各地域が独自に結成されているものです。

市としての支援につきましては、自治会を結成することが決まった場合には、会則の作成等の具体的な手続について、丁寧にサポートしてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 危機管理担当からも御答弁申し上げます。

千里丘北地区では、平成25年（2013年）のまちび

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

らき以降、マンション単位で自主防災組織が設立され、千里丘北小学校や緊急防災要員とも連携しながら防災訓練などに取り組んでこられた経過がございます。

また、防災講座につきましても、コロナ禍の期間を除き、ほぼ毎年御依頼を頂いており、危機管理室から職員を派遣し、自主防災活動の重要性などをお話しさせていただいております。

地区ごとに結成される自主防災組織は、地域防災活動の拠点として住民の皆様が主体となり、自発的に組織されるものでございますので、危機管理担当といたしましては、今後とも、他地区と同様に地域のお声もお伺いしながら、防災意識の醸成と活動の継続、推進を支援してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 次に地域教育部から答弁申しあげます。

地区公民館につきましては、管理業務を各地区連合自治会に委託し、地域の協力の下、運営することを基本としております。

したがいまして、当該区域において連合自治会が組織され、地区公民館の設置に関する機運が高まりましたら、その段階で検討を図るものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 次に、昨年度から山二地区福祉委員会が実施している、ふれあい昼食会に千里丘北地区から住民さんが参加をされるようになりました。千里丘北地区には、福祉委員会がないため、受け入れておられます。

ただ、徐々に参加者が増え、山二地区福祉委員会の活動費が赤字になっているとのことです。また、高齢クラブにも数人が加入されています。来られる方を排除するのではなく、気持ちよく地域活動を行いたいという思いで活動をされています。

ふれあい昼食会をはじめ、地域福祉推進事業として1地区に60万円の補助があるとのことですが、他

地区への援助を行っている山二地区に、何らかの補助が必要ではないでしょうか。対応について、お聞きをいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 山二地区福祉委員会のふれあい昼食会等、千里丘北地区に対する支援につきましては、当該団体からも相談を受けております。

地区福祉委員会は、ボランティア団体であり、千里丘北地区に設立を強制できるものではないと考えております。また、山二地区福祉委員会に対する補助金の増額は、千里丘北地区への支援等、地域のボランティア活動の義務化につながるのではないかと懸念するところでございます。

引き続き、地区福祉委員会活動を支援しております吹田市社会福祉協議会と連携し、両地区の意向も確認しつつ、まずは実態把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 千里丘北地区の独居高齢者の把握等、支援が必要な方の実態把握はどうなっているのでしょうか。また、関連して、災害時要援護者の把握や個別避難計画についてもお聞きをいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 独居高齢者で支援が必要な方につきましては、通報や相談から担当の地域包括支援センターが把握し、関係機関と連携しながら支援を行っております。

また、災害時要援護者につきましては、対象の方に、災害時要援護者名簿の登録や個別避難計画の作成勧奨の通知を送付し、名簿や計画の作成を進めており、災害時要援護者の把握及び支援に努めています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 市内33地区が住民主体で策定し、進めている地域福祉活動計画は、千里丘北地

区だけ空白になっています。マンションの区域内で言えば、独自のまつりやイベントも開催され、公共的なスペースもありますし、一定のコミュニティが形成されているようです。

しかし、隣接する二十数軒の戸建ての住民の皆さんには、公民館もありませんし、防災訓練や福祉委員会の活動もなく、様々な情報も得にくい状況になっていると思います。現状と今後の千里丘北地区の福祉委員会及び地域福祉活動について、市の見解をお聞きいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 地区福祉委員会は、おおむね小学校区ごとに市内で33地区が組織されておりますが、千里丘北地区においては、現在も組織されていないとお聞きしております。

地区福祉委員会活動をはじめとする地域の福祉活動については、地域住民や諸団体、福祉に関する事業者がそれぞれ主体的に実施いただいており、地域共生社会の実現には必要なものであると考えております。

繰り返しになりますが、地区福祉委員会の設立を強制できるものではありませんが、設立が決まった場合には、吹田市社会福祉協議会と連携し、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 情報を得ながら社協と情報共有して、市もバックアップしていただきたいとお願いします。

続きまして、市民病院の手話通訳者常時配置についてお聞きをいたします。

先日、議会有志による手話講座をスタートさせたに当たり、聴覚障がい者の皆さんや手話サークルの皆さんと意見交換の場を持ちました。その中で多く出された意見は、病院受診時に手話通訳者がいなくて困ったという経験でした。せめて、市民病院には手話通訳者を配置してほしいとの要望が出されています。

市は、市民病院では、申出により手話での対応が

できるよう、受付に手話のできるスタッフを1名常勤配置しているとしていますが、実際は不在や筆談による対応であり、常勤配置にはなっていないのが実態のようです。

聴言障害者協会は、通訳者について、市民病院との懇談を重ねておられます。毎回、懇談に出てくる職員が変わり、話が伝わらない状態です。市の言う常勤での通訳者の配置について、具体的に実態をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院における手話対応ができる職員の配置状況といたしましては、勤務形態は週4日、平日9時から17時までの時間帯で、委託職員1名を配置しております。

当該職員が不在となる日においては、筆談等での対応を行っているとお聞きしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 そのように言われていますけれども、実際は困られています。

市民病院第4期中期目標（案）では、信頼される医療の提供の患者満足度の向上の項目に障がいの特性に応じた合理的配慮の対応に取り組むことが追加されています。

目標（案）に対する提出意見では、主に手話通訳者配置への意見が多かったとの説明でしたが、具体的に提出意見の内容と市の見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院第4期中期目標（案）に係る市民意見の募集につきましては、75通、91件の提出があり、主な御意見といたしましては、手話通訳者の常時配置やコミュニケーション支援の充実に関する御要望がございました。

市としましても、これらの御意見から、手話通訳者の配置につきましては、強い御要望があると改めて認識をいたしております。

以上でございます

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 市民病院における手話通訳者配置は、医療政策を担う市の責任として、その経費を運営費負担金の予算を増額し、必要な時に対応可能な常勤の手話通訳者配置をすべきと考えます。市の考えを副市長にお聞きいたします。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 まずは担当からお答えいたします。

常勤の手話通訳者配置につきましては、費用面や人材確保面から困難であると考えております。同病院の現状といたしましては、手話のできる委託職員の配置や筆談のほか、コミュニケーションボードを活用した対応等の可能な取組を実施していただいているところでございます。

現時点では、運営費負担金の増額は検討しておりませんが、引き続き、安心して受診いただける環境整備について同病院と協議してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 市立吹田市民病院における常勤の手話通訳者配置につきましては、担当からお答えをさせていただきましたとおりでございます。

今後とも同病院と連携しながら、合理的配慮に関する取組を推進してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 今、上がらない医療報酬の下で物価高騰による水光熱費や医療資材の値上げによって、病院の約67%が赤字経営だと言われています。市民病院も例外ではないと思います。

市が病院の中期目標に掲げる信頼される医療の提供、障がいがあっても安心して受診できる環境整備、手話通訳者の配置は、市の医療政策の一環として、市民病院まかせではなくて市が主体になって、ぜひ運営費負担金として検討してください。引き続き検討していただくことを強く求めておきたいと思います。

次に、手話通訳者の派遣についてお聞きをいたします。

聴覚障がい者の方が急病のとき、救急車での搬送の場合は、24時間いつでも通訳者の派遣は可能ですが、急病で自家用車やタクシーなどで受診した場合は、通訳者の派遣制度がありません。病状によっては筆談が困難な場合もあり、命に関わります。

急病時についても手話通訳者派遣ができるようにすべきです。市の考えをお聞きいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 聴覚障がいのある方が急病で受診する際に、手話通訳者を派遣するためには、専門性の高い通訳者と、その派遣をコーディネートする人材が必要です。現時点では、それらを確保することが困難な状況でございます。

引き続き、専門性の高い意思疎通支援を行う者の育成に努めるとともに、遠隔手話などのＩＣＴ技術の活用事例なども研究してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 あとの登録制度にも関連しますので、次の質問に行きます。

現在の手話通訳の派遣は、社会的用務や病院の受診等に限られています。公民館の講座や同好会参加への派遣は行われていません。

しかし、趣味や文化的な活動への参加は当たり前の要求であり、通訳者の派遣を認めるべきと考えます。見解をお聞きいたします。

また、西宮市は、民間事業者が行う合理的配慮の提供支援に対し、費用の助成を行う制度があります。手話通訳も対象になっています。

例えば、市内の団体が催す文化的な行事や講座に対し、手話通訳者に係る費用への助成を行う制度を創設してはどうかと考えます。市の見解をお聞きいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 文化的な行事や講座などにおきましては、合理的配慮として主催者が手話通訳を保障することを求められており、本市の手話通訳者派遣の対象外としております。

引き続き、他市の実施状況等を調査するとともに、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

市内の団体が開催する行事などでの手話通訳派遣に対する費用の助成につきましては、その活動支援の一環としての必要性を検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 続いて、手話言語等の条例制定後、コミュニティセンターの指定管理者から手話の普及に関わる取組や自主事業の講座等に手話通訳をつけたいが、通訳者に係る費用が高額で、実施できないと相談がありました。

手話普及と聴覚障がい者の方の参加を促すような指定管理者の取組への市の支援について、見解をお聞きいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 指定管理者が実施する事業への手話通訳派遣費用につきましては、必要に応じて指定管理料に含めるなどの検討を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 よろしくお願ひいたします。

次に、手話通訳者登録制度についてお聞きをいたします。

今まで求めてきました様々な派遣についても、この登録制度ができれば、かなり解決できるのではないかと思いますので、求めていきたいと思いますが、昨年の9月議会で手話通訳者登録制度について質問をさせていただきました。

そのときに、今年度から手話講習会修了者を対象にステップアップ講座を開催し、資格取得を目指す通訳者育成に努めることでした。手話通訳登録者制度の創設は、当事者の皆さんのが強い願いです。府内で見ますと、政令市及び中核市9市のうち6市で、また、この北摂地域7市のうち、4市で既に実施されています。本市でも早期に創設すべきです。市の見解をお聞きいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 手話通訳者登録制度の創設に向けましては、引き続き他市での実施状況の調査を進

めるとともに、まずは、登録する人材の養成も必要であることから、今年度から開始するステップアップ講座による手話通訳者育成への効果も注視してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 手話通の派遣や登録制度の実施において、派遣コーディネート業務を担う職員の役割が重要になります。手話通訳に関する知識を持ち、依頼される当事者をよく理解し、通訳者とコーディネートすることが求められます。

当事者の皆さんには、手話ができることと通訳ができるとは違うと言われています。手話通訳者の質を高め、通訳者の地位向上、コーディネートの役割を発揮するため、市の手話通訳者の増員と正規職員での配置をすべきと考えます。市の見解をお聞きいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 市の手話通訳者につきましては、そのニーズに応じて増員の必要性を検討してまいります。

また、手話通訳者登録制度のコーディネートなどには、業務的な負担と専門的な知識が必要となることから、その実施に当たっては、正規の手話通訳者専門員の配置につきましても、その必要性について検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 手話通訳者の登録制度のことについてお聞きをしてきましたが、ずっと検討をされていると。他市のこととも、確かに研究はしているだいている、このことは事実だというふうに思っています。

人材確保が一番の課題ということもあるようですが、今年度から実施するステップアップ講座の受講者は20名のみです。講座を修了してもすぐに通訳者になれるわけではありません。ステップアップ講座の受講者枠は、もっと増やしていただきたいと思

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ますし、通訳者の育成を進めながら、登録者制度も早く進めていただきたいというふうに思います。

人材確保で言えば、他の治体の通訳の登録者、この資格は大阪府や全国統一試験による通訳者、また手話通訳士と様々ですけれども、お一人が複数の自治体で登録をされています。また、独自で資格試験を実施している自治体もあります。通訳者登録制度の創設については、聴言協会、また、当事者の皆さんのお要望を聞きながら一緒に進めていただくこと、これを強く求めて質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 平成29年8月18日に制定、最近の改正が令和7年7月1日である吹田市の外郭団体のあり方に関する指針について質問します。

指針3の（6）、団体と市の関係についての健全性の確保のイには、元市職員が役員に就任する場合、任期は、原則65歳に達した日以降における最初の3月31日までとすること。団体の業務上特に必要と認められる場合など特別な事情により、65歳を超えて就任させる場合は、その理由について市に報告することとあります。

改正前には、団体の業務上特に必要と認められる場合など特別な事情により、65歳を超えて就任させる場合は、その理由について市に報告することという例外の取扱いに関する規定はありませんでした。

この例外の取扱いに関する規定を本年7月に設けた理由をお教えてください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 人口減少に伴う担い手不足などの動向変化を踏まえ、改正前の規定を原則として残した上で、透明性確保の観点から、その理由について市へ報告させる旨を追加したものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 改正される直前、令和7年6月30日時点で、改正前、つまり例外の取扱い規定追加前に、指針3の（6）にある元市職員が役員に就

任する場合、任期は原則65歳に達した日以降における最初の3月31日までにすることとする原則規定に沿わない事例があったか、なかったか。

あるなら、八つある外郭団体のうち、幾つであったのかお答えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 令和7年6月30日時点におきましては、8団体中6団体において、原則に沿わない事例がございました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 6月30日時点で、原則どおりの運用となっている2団体について、過去に規定に沿わない状況となっていたことがある団体はありますか。あるなら、団体数は幾つありますか。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 令和7年6月30日時点で、原則どおりの運用となっている2団体のうち、1団体におきまして、過去には原則に沿わない事例が生じていた時期がございました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 本日時点で、指針3の（6）にある元市職員が役員に就任する場合、任期は原則65歳に達した日以降における最初の3月31日までとすることとする原則規定に沿わない取扱いがなされている外郭団体について、法人名と原則に沿わなくなり始めた時期と沿わない状況となっている期間をお答えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 現時点で、例外的取扱いのある6団体につきまして、指針を制定した平成29年8月以降の状況を申し上げますと、介護老人保健施設事業団では、令和5年からの約2年間、健康づくり推進事業団では、令和4年からの約4年間、千里リサイクルプラザでは、平成30年からの約8年間、開発ビル株式会社では、平成29年から令和元年及び令和4年から現在までの合計で約6年間、社会福祉

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

協議会では、平成29年からの約8年間、シルバー人材センターでは、平成29年からの約8年間でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 このまま、次の質問に行かなければ、何かアクションしなきゃいけないような特異なというのか、アノモラスなというのか、何かそういう状況なんだなど。一応、お聞きして何かアクションしなきゃいけないような状況だと捉えたというだけで、次に行かせていただきますけど。

指針3の（6）にある元市職員が役員に就任する場合、任期は、原則65歳に達した日以降における最初の3月31日までとすることという規定の意義をお教えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 本市における60歳以上の職員の働き方との均衡を図りつつ、外郭団体と市との関係における健全性、透明性の確保を目的とした規定でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 この原則規定に沿わない扱いとなっていることについての、市の見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 担い手不足など団体個々の御事情により、こうした状況となっておりますことについては、一定、やむを得ないものと捉えてございます。

しかしながら、ガイドライン、規定の趣旨を踏まえますと、原則に沿った取扱いが望ましいとの認識でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 当該指針1の目的には、外郭団体の自主性を尊重しつつ、公正性や透明性を高め、

健全な事業運営・経営となるよう、外郭団体の役割や市の関与のあり方を整理し、所管部局が必要な助言・指導等を行うための指針を定めるものとあります。

指針3の（6）に沿わない状況となって以降、都市計画部は本件に関してどのような助言や指導などを行われてきましたか。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 外郭団体のあり方に関する指針につきましては、平成29年（2017年）の制定時から、吹田市開発ビル株式会社に対し、同指針の内容について周知を図ってきたところです。

また、同社におかれましては、元市職員が取締役として選任されていますが、平成29年4月から令和元年6月まで及び令和4年4月から現在までにおいて、指針3の（6）に沿わない状況となっており、同社に対し、機会を捉えて指針の内容をお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 原則規定に沿うように助言や指導をし、公正性や透明性を高め、健全な事業運営・経営となるよう対応していただけませんでしょうか。

行政経営部と都市計画部に御対応いただきたく、御答弁をお願いします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 指針を所管しております行政経営部といたしましては、引き続き、行政指導の趣旨は踏まえつつ、所管部局が団体に対して必要な助言・指導等を行っていただけるよう促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 次に、都市計画部からも御答弁申し上げます。

吹田市開発ビル株式会社に対しましては、本年7月1日に改正された外郭団体のあり方に関する指針の内容について、改めて周知を図ってきたところで

す。

同指針では、今回の改正において、特別な事情により65歳を超えて就任させる場合の記載が追加されました。株式会社である同社の自主性を尊重しつつ、公正性や透明性を高め、健全な事業運営・経営となるよう、引き続き助言・指導等を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 事前に質問の原稿を出させていただいたのはこれで終わりまして、私、会派の持ち時間、割当てで14分もらっていますので。都市計画部ばかりお聞きしていましたけれども、先ほど介護老人保健施設事業団、シルバー人材センターの福祉部さん8年間ということでした。環境部さんのリサイクルプラザも8年間。

事前に提出しないでここでお聞きすることは、御答弁を求めるることはしませんけど、都市計画部さんにフォーカスして先ほどお聞きしましたけれども、それ以外も同じような状況があるということで。8年間なので、その間に何人ぐらいの方が部長を務められたり、退職されたりしていかれたのかなと。

外郭団体で、市の職員さんの経験が求められるということもあるかもしれません。御本人の御希望が最も尊重される必要はあるかと思いますけど、担当の部長の経験者の方とか、それ以外の方でも多くの適任者がおられるのではないかなど、本当にその方、8年間解消できない理由があるのかなと。もし、過度に属人的な団体経営となっていて代わりが利かないのであれば、それはそれで経営上の問題があるのかなと思います。

規定に沿わなくなっている方々は、皆さんの先輩方に当たるのかなと思いますので、助言とか指導とかしにくい部分があるのかなと思うんですけど。だからこそ、指針があって、公平性とか透明性を担保しなければいけないのかなと思います。

各所管にわたるところで、都市計画部さんにはばかり何かフォーカスして、集中攻撃するようであれなんんですけど、千里ニュータウンのまちづくり指針、

これも同じ指針と言われるものですけど、これも民間事業者さんとか市民さんと協力して、よりよいまちをつくりていきましょうと。この指針に沿うように開発してくださいねと市は助言とか指導する立場です。これに関する請願も先般、採択されたところですけど、やっぱりこういったことを指導・助言して民間に協力を求めていくときに、やはり、まず役所、また、その関連団体自体がきっちりとしていかないと、どうしても協力してほしいというところに對して説得力というものが十分出てこないんじゃないのかなと思います。

ちょっと話がそれましたので元に戻りますけど。元に戻るというか。やむを得ない事情というところ、それをお聞きして、人それぞれに正義があって、彼なりの理由があると思うんだというような歌詞をちょっと思い出したりしてましたけど。やむを得ない理由って、やっぱりそれぞれあると思うんです。先ほどニュータウンの指針でも、やっぱり事業者さんなりの正義もあれば、やむを得ない事情というのはあるんでしょうけれども、だからこそこういう指針があってみんなでよりよいまちづくりしようよとか、よりよい運営しようと言う必要があるのかなと思いますので。

今回、改正されて、逆に今度、その理由とちゃんと吹田市に伝えなきゃいけなくなっちゃったと。これが、やむを得ない理由であるということにならなきゃいけないんですけど、ただ、やむを得ないって言っていると、それぞれの主觀によるところもありますので、ちょっとそこら辺は本来の目的に従う。先ほど、御答弁頂いてますので、本来あるべき姿に向かっていってほしいなと思います。

また、別の御答弁で、同指針では今回の改正において特別な事情により65歳を超えて就任させる場合の記載が追加されました。株式会社である同社の自主性を尊重しつつ、公平性や透明性を高め、健全な事業運営・経営となるよう引き続き助言指導等を行う旨、お答えいただきました。

吹田市は、同社の株式の4割以上を保有する筆頭株主ですよね。株主というのは、会社の所有者であって、株主の最も強いというか、主な権限って、取

締役の選任と解任、要はこれを含む重要事項の決定権を持つのが株主です。

つまり、指導や助言もなんですけど、そもそも規定に沿わない役員を解任する権限を株主、つまり吹田市は持っているわけです。もちろんほかの株主から続投してほしいとか、この方にという提案がなされれば、議決割合での議決ということになってくるんでしょうけれども、それであれば、やむを得ない事情かもしれないなと私は思いますけれども。

そもそも、株主総会で吹田市はそういうことをきちんと提案できる立場なので、助言や指導にとどめている、ましてや吹田市がこういう指針を持っている、株主であるという中で、こういう状況というのは、株主、取締役会そして会社のガバナンスが機能していないということになってしまふのかなと。

先ほどの御答弁で、何が望ましいのかということは、もうお答えいただいてますし、指導・助言されてるってことはあるべき姿っていうところは共通して持っていたいと思っていますので、そういうところで。だからといってその権限を行使して、あるべき姿にするよりかは、当然、助言・指導によって正しい形に、要は、正しいといいますか、よりよい公正な、透明な運営がなされる形にしていただこうがいいのかなと思いますけれども、ただそういう権限があるという中で、というどこであるとやっぱり長年にわたって先ほどの御答弁、頂きましたけれども、ちょっとやむを得ないで終わらせられないのじゃないのかなと思いますので、ちょっとこの点、意見として改善を求めるといいますので、お願ひします。

そもそも65歳という例外規定を入れられましたけど、取扱いを入れられましたけど、職員さんの定年って、もう引き上げられてきてるじゃないですか。にもかかわらず、この規定の65歳を引き上げないというところは、先ほど目的とかお聞きしたときに。目的、趣旨とお聞きしたか、ちょっとごめんなさい。ちゃんと把握してなくて、記憶できてなくて申し訳ないですけど。人材不足が懸念されてという部分があったと思うんですけど、特に職員さんとしての経験が必要とされるのであれば、多分、今の社会情勢

とか、職員さんの定年の変化ということを考えると、規定の年齢を引き上げることが妥当なんだろうなと。65歳ではなく、そこを引き上げないと、新しく定年を迎えた方って、ほんの数年しか働けないと。これはこれで問題だと思うので、例外の取扱いありきになるんではなく、ぜひ、本来の趣旨、また環境の変化にしっかりと対応したの改正というのも、この間、改正していただいたばっかですけど、やっぱり65歳という年齢自体を触らないといけないのかなとは思うんですけれども。

でも、先ほど御答弁頂いたような状況で、それを引き上げてしまうと、ちょっと健全ではないなということになると思いますので、やっぱり一旦ちゃんとやっていたい、るべき指針にしていただけたらなと思うので、ぜひ、そういった形で取り組んでいただけたらなと思います。

各所管にもまたがりますので、ぜひ市長、副市長にも、各所管が適切に対応できるようにお取り計らいいただき、各団体が公平性・透明性があり、健全な事業運営・経営がなさされるようにというその趣旨がしっかりとかなうようにお願いしたいと思います。

先ほど、ああいうふうに事例を列挙していただきちゃったので、私もそれを今後どうなりましたかとお聞きするというか、確認しなきゃいけない部分はあると思うんですけども、できれば改善されたらちょっとこっと、ここを改善しましたとか言ってもらえば、何でいいですか、あえてまた取り上げなくてもいいように改善されたらいいなと思いますので、ちょっといろいろ申し上げましたけど、質問という形にはさせていただきませんけど、ぜひ対処していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 大阪維新の会、後藤久美子でございます。通告書に基づき、質問いたします。

まず、契約における物価変動対応、いわゆるインフレスライド条項について伺います。

近年の物価上昇や人件費の高騰により、工事や委

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

託、指定管理など幅広い分野で契約金額の増額や調整が必要となるケースが増えております。その妥当性をどのように判断するのかは、市民にも議会にも説明責任がある部分でございます。

これまでのヒアリングの中で、公共工事につきましては、国交省の基準、設計労務単価、また、資材価格などを用いて統一的に判断していることを確認しております。

一方で、工事以外の委託や指定管理などにつきましても同様に、統一した基準で判断されているのか、増額要望があった場合の内部手続や妥当性チェックをどのように整理されているのか、この点が市民からは見えづらく、議会としても確認が必要であると感じております。

そこで伺います。工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用につきまして、本市は国土交通省の基準に基づき統一的な判断を行っているという理解で正しいでしょうか。また、その判断フローを御説明ください。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用につきましては、国土交通省が発出する通知及び運用マニュアル等に基づきまして、統一的に運用をしております。

インフレスライド条項に伴う実施フローの概略でございますが、まず受注者は書面により、工事担当部局へスライド協議の請求をいたします。その請求を基に、両者において労務単価、材料単価、機械器具損料並びに共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のスライド額に係る協議を行います。その協議が調いましたら、工事担当部局からの依頼を基に、契約検査室において契約変更手続を行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 公共工事につきましては、国のルールに基づいて統一化され、協議を経て契約変更手続がなされているということで確認できました。

また、本市の契約には、工事だけでなく、清掃委

託、管理運営業務、事務補助、指定管理料など、多岐にわたる契約・委託・管理の形態もございます。工事分野は基準が明確ですが、こうした非工事系の契約についても、統一した基準で妥当性を判断しているのかについて問います。

工事以外の委託業務や指定管理について、インフレスライド条項の適用や金額調整を行う際、どのようなコストの考え方や根拠を参考にされているのかを伺います。

また、増額要望があった場合、本市はどのような資料を求め、どのような手順で妥当性を確認されているのでしょうか。

さらに、こうした判断が所管課ごとにはらつかないよう、全局的な共有ルールや整理があるのか、併せてお聞かせ願います。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 委託料や指定管理料の予算につきましては、工事請負費のように労務単価等を用いた設計に基づく統一的な積算方法ではなく、期間中の物価高騰や賃金上昇も一定、見込みつつ、事業者の見積りも参考にしながら各所管部局が積算を行い、行政経営部において精査・調整を行っております。

そのため、工事請負費におけるインフレスライド条項のような取扱いは行っておらず、入札やプロポーザルにおいて決定した契約金額での履行を原則といたしております。公平性の観点からも期間中の増額はやむを得ない例外的措置に限るべきものと考えております。

業務の範囲や特性、想定する人員体制等が多様でありますことから、増額検討の統一的な取扱いは定めておりません。現在は、先ほど申し上げた考え方を基本として取扱いをしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 承知いたしました。

入札価格を原則とし、増額は例外的であるべきとのお考えは理解いたします。

一方で、市として統一した基準がない場合、何を

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

持つて例外とするのか、どこまでを妥当と判断するのかが市民からは見えづらいという課題が残るかと考えております。物価上昇が続く中で、スライドだから仕方ないという雰囲気で議案が上がってくるケースもございます。

しかし、工事以外の委託料や指定管理料については、業者のコスト内訳、どこがどれだけ上昇したのか、本当にスライドに該当する費用なのかを丁寧に見極める必要がございます。

そのためにも、市として統一されたチェックの物差しを持てるかどうかは極めて重要です。委託や指定管理など、非工事分野の増額判断につきまして、今後の考え方や、市民への説明の在り方について、副市長の御見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

先ほど御答弁申し上げたとおり、期間中の増額については、やむを得ない例外的措置に限られ、当初契約金額での履行を原則といたしておりますが、社会情勢等を踏まえ、増額を行う必要が生じた場合には、市民理解が得られるよう、妥当性を適切に確認した上で判断してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 委託料や指定管理料の見直しにつきましては、工事請負費のように定まった統一基準がなく、必要に応じて個々に検討しなければいけないというのが現状でございます。

透明性、公平性の観点からも、一定の共通の見直しがあることが、もちろん望ましいと考えておりますので、他市の状況も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 副市長、御答弁ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

物価上昇が続く中で、契約金額の調整が必要となる場面があることは理解しております。しかし、同

時に、本市は昨年度決算で単年度収支19億円の赤字が生じており、必要な見直しを行いながら財政の健全化を図っていく視点も欠かせません。

そのためにも、市として透明性ある判断基準を持ち、工事や委託、指定管理を問わず、どの費用が物価変動に該当し、どこが見直し可能なのかを市民にも議会にも分かる形で整理することが必要だと考えます。引き続き、本市の基準整備と情報公開を求めます。

続きまして、本市の保育利用認定、2号・3号認定の就労要件について伺います。

現在、本市は月64時間以上の就労を基準としております。この月64時間という数字は、国が示す一つの目安ではございますが、国基準は、あくまで自治体が実態に応じて調整できる最低ラインです。大阪市では月48時間以上を基準としております。

一方、子育て家庭では、週3日、1日4時間、月48時間前後という働き方は一般的で、本市の月64時間基準は、働き方の実態と合わない層を生み出している可能性がございます。

そこで伺います。本市の2号・3号認定の就労要件について、就労時間不足により申請できなかった、または申請を諦めた御家庭の件数は、本市として現在把握しておられるのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 認可保育所等の利用を希望される世帯のうち、本市の就労時間の入所要件を満たさないことにより申請されず、諦めた世帯数については、所管として把握をしておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 承知しました。

ただ、この把握していないという状況は、本市の保育ニーズを正確に捉えられない大きな要因になると考えます。

待機児童数は、現時点で4名と伺っておりますが、この数字には、就労時間が月64時間に満たず、制度に届かず申請そのものを諦めた御家庭は含まれておりません。いわゆる隠れ待機児童が、一定程度存在

している可能性がございます。

就労時間不足で申請に至らなかった層について、今後、どのように実態把握を行っていくお考えでしょうか。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 保育所等につきましては、就労のほか、保護者の就学や病気などの世帯状況により、保育が必要な児童を適切に保育する児童福祉施設でございます。

就労等の本市が定める入所要件を満たしていないなど、何らかの事情により、児童の入所申請に至らなかった世帯数等について、その実態を正確に把握することは困難ではございますが、本市ホームページ上の案内のほか、窓口や電話で相談を受けた場合には、就労状況や生活状況を丁寧に聞き取り、一時預かり事業など利用可能なサービスを適切に案内しております。

引き続き、就労などの事由により保育を必要とする保護者の方に寄り添ったきめ細かい対応に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 本市では、月64時間に満たない御家庭への案内として、御答弁にもございましたが、一時預かり制度が用意されております。

本来は、応急的な制度であり、継続的な就労や安定的な育児を支える制度とは位置づけが異なりますが、実際には多く利用されていると考えられます。

そこで、具体的な数字を伺います。本市の一時預かりにおける短時間勤務や不定期勤務などの非定型利用につきまして、ここ数年の利用者数の推移とその傾向をお示しください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本市の一時預かりにおける非定型利用者数は、令和2年度（2020年度）は291人、令和3年度（2021年度）は399人、令和4年度（2022年度）は238人、令和5年度（2023年度）は452人、令和6年度（2024年度）は356人となっており、コロナ禍の影響も考えられますが、おおむね

250人から450人の間を推移している状態でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 御説明いただきましたように、非定型利用が年間250人から450人規模で存在し、実質的に基準に届かない家庭の受皿になっている側面があります。

一方で、非定型利用には、利用回数や時間帯に制限があり、多様な働き方に合わない仕組みです。

短時間勤務や不定期勤務の方こそ柔軟に使える受皿が必要でございます。制度設計が実態と合致していない可能性も踏まえて、本市として一時預かりをどのように捉えておられるか、市の御認識をお聞かせ願います。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 一時預かり事業の目的は、保育所等を利用してない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援の一つとして実施しているものでございます。

様々な事情で利用されている一時預かりは、本市においてニーズが高いものと認識しており、引き続き、提供量の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 公立園の場合、一時預かりの6か月以内という利用制限につきまして、園を変えれば再度6か月利用できるのか、本市の制度整理を伺います。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 公立保育所等の一時預かり事業では、保護者の断続的な就労等を事由とした利用につきまして、この申請時期を上半期と下半期に分けており、同一施設でそれぞれの時期に利用できる制度としております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 同一園で継続利用ができる可能性があるという点は、市民の安心につながる側面もあると受け止めております。

本市として、国基準を上回る月64時間基準を採用している現状につきまして、今後、働き方の多様化を踏まえた基準の再検討や、制度からこぼれ落ちる御家庭への支援策を市としてどのように検討していくか、今後の可能性を含め、市長のお考えを伺います。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは担当より答弁申し上げます。

本市では、児童の保育の必要性等を指数化した利用調整基準に基づき、恒常に保育が必要となる就労時間として、国が示す範囲内で月64時間と設定し、保育の優先度の高い順に入所決定をしております。

利用調整基準は、多様な働き方の広がりなど、社会状況等の変化を考慮しながら、必要に応じて改正するものと考えており、国の制度改正の動きや他市の運用状況を注視しながら、本市の実態に見合ったものとなるよう、引き続き適切に判断してまいります。

本基準の対象外となる児童につきましては、引き続き一時預かり事業など各世帯の状況に応じた保育サービスを提供できるよう、各種事業の提供量の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 国は、就労時間を保育の要件の基準としていますが、それは保育力の実態に基づく実施可能性を考慮したものであり、責任ある保育を進める上で、本市としても、その目安を基に保育力を保っておりまます。

担当から、提供量の確保という答弁をさせていただきました。すなわち、保育人数を増やす。そのためには、保育環境の低下リスクもいとわないという

考えを持つ自治体もございました。直接お話をお聞きしましたが、本市は保育力の質の低下を招くような策を取ることはございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 市長から御答弁頂きましたけれども、待機児童の数字の裏には、制度に届かず申請を諦めた御家庭が潜んでいる可能性があるということについての指摘をさせていただいた次第でございます。

実態に丁寧に向き合っていただき、誠実に見える化していくことが住みやすさへの信頼につながると考えますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、総合的な学習の時間について伺います。

総合的な学習は、子供自身が課題を見つけ、試行錯誤しながら学びを深める時間です。しかし、学校現場では、この時間の扱いが学校間で曖昧で、内容にはばらつきがあるという声を伺っております。

具体的には、探求的なテーマ学習を継続している学級がある一方で、テスト返却や未提出課題の処理に使われている学級が実際に存在するという実態です。児童が主体的に学べるはずの貴重な時間が、教科指導の延長になってしまっている場合、制度の趣旨とそれが生じているのではないかでしょうか。

先日オルタナティブスクールを視察した際、子供たちが自ら問いを立て、子供たち同士で対話をし、失敗と試行錯誤を繰り返しながら自分で学びをつくる姿を見ました。不登校予防策のみならず、行きたいと思える学校づくりの観点につながっていると感じました。大人が決めた課題ではなく、自分で考える学びの場は、子供自身の自己肯定感を高め、仲間と認め合いながら成長できる時間でもございます。

市として、各校の総合的な学習の時間の年間計画をどの程度把握されておりますでしょうか。また、学校間の内容のばらつきをどの程度認識されておりますでしょうか。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 各校の総合的な学習の時間の年間計画につきましては、年度当初の指導計画により把

握しております。

また、学習で取り上げる内容につきましては、児童・生徒や地域の実態に応じた内容を設定することから、学校ごとに違いがあることは認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 学校によっては、総合学習が本来の目的で使われず、教科の延長として扱われている実態があると伺い、今回質問に入れました。

こうした状況では、子供たちが自ら学びをつくる力を培う機会が失われ、自己肯定感を育む貴重な時間が奪われてしまうのではないかと危惧しております。

総合学習の趣旨と学校現場の実態にずれがある可能性について、市としてどのように認識しておりますでしょうか。また、改善の方向性についてどのようにお考えでしょうか。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 各校には、学習指導要領の趣旨を踏まえ、総合的な学習の時間の狙いを明確にし、各教科等で身につけた知識や技能を相互に関連づけて実施するよう指導しており、適切に実施されているものと認識しております。

しかしながら、探求的な学習や教科等の横断的な視点での授業につきましては、より推進が必要であると考えており、学力向上担当者会や各種研修の中で、授業改善につながる総合的な学習の時間の具体的な好事例を周知してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 総合学習は、学校の個性を反映できる貴重な時間である一方、教員の裁量の差によって、学びの質に格差が生じる可能性もございます。文科省も、探求的な学習のプロセスを示しておりますので、本市として一定の共通目標など、最低限の指針を示すことで、学校間のばらつきを減らし、全ての子供たちが自己肯定感を持ちながら主体

的に学べる環境を保障できると考えます。

探求型の学びを全校に定着させるため、本市として一定の指針や研修等を通し、共通目標がありましたらお教え願います。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 探求的な学びにつきましては、好き、楽しい、面白いといった探求につながる知的好奇心を大切にし、児童・生徒が自ら問い合わせ、課題を発見し、解決していく過程を経験できるような授業や言語活動を重視し、他者と協働して課題を解決しようとするグループ学習など、多様な学習形態の創意工夫を図るよう指導しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 本市でも、今、まさに総合的な学習の充実が再び議論されていたホットなタイミングだと御担当の方からもお聞きしておりますので、子供主体の学びから全ての子供たちにとってひとつしく価値ある学びの時間につながることを期待し、次の質問をいたします。

続きまして、現場実態の把握方法について伺います。

市民の相談対応や、学校、児童施設、福祉施設などの現場の状態をできるだけ正確に把握することは、市民サービスの質に直結する重要な視点でございます。

しかし、事前連絡によって現場が準備された状態になってしまい、担当者によって見方が異なり、情報の深さにばらつきが出る、市民アンケートでは拾えない日常の小さな課題が埋もれるという課題がございます。その上で、本市がどう実態把握を行っているのかを伺います。

ふだんの状態を把握するために事前連絡なしの抜き打ち調査や実地の状況確認をどのように行っているのでしょうか。所管ごとの実施状況を御説明ください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 初めに学校教育部より御答弁申し上げます。

市教育委員会は、学校を支援する立場から授業参観を行いますが、授業改善など、目的を明らかにした

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

上で、校長の了解を得て適切な手続の下、実施いたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 続きまして児童部からも答弁申し上げます。

児童部で実施しております保育事業はもとより、一時預かり事業などの地域子育て支援事業に係る監査につきましては、監査日時等を予め事前に通知した上で、実地の状況確認を行っております。

ただし、緊急で確認する必要性が生じた場合や監査で指摘された事項が複数回指導しても是正されない場合などは、事前連絡なしの監査について、その手法などを慎重に検討を重ねた上で実施することとしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして福祉部からお答えいたします。

市内の福祉施設等に対しましては、定期的に当該施設での運営指導を実施するとともに、利用者や事業所の従事者から相談、通報等を受けた際には、必要に応じて事前連絡なしの現地確認を行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 ありがとうございます。

教育現場のみ校長を経由させざるを得ない構造のため、どうしてもふだんの姿を把握しにくい面があるのだろうというふうに感じました。

事前連絡を入れると、ふだんの様子が隠されてしまう可能性もあるため、指定管理施設にはガイドラインに抜き打ち調査が盛り込まれており、本市もその必要性を認識されているかと存じます。

しかしながら、ガイドラインの考え方は担当職員の判断に委ねられる部分も大きく、横断的に十分に共有されているのかは見えにくいものです。

また、本市には、市民アンケートなど匿名で意見を届けられる仕組みがあるものの、例えば私が陳情

案件を担当した際、行政から匿名では対応が難しい場合があると説明を受けまして、改めて市民の方の許可を得て実名で相談した経験がございます。

結果的に実名での相談につなげることができましたが、名前を出すこと自体に不安を感じ、立場や状況によって当事者自身が声を上げにくくなる方もが一定数いるということは、確かにございます。

声を上げにくい方の意見も丁寧に受け止めていく必要があると考えますが、本市として、どのような方法で意見を受け取っていくことが適切だと考えておられますでしょうか。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 名前を出すことに不安を感じるなど、声を上げにくい方の御意見につきましては、本市ホームページから送信フォームにより送付いただく方法があり、その場合は、匿名にて担当室課に御意見を届けることが可能です。

しかしながら、匿名の御意見は、その内容を詳細に聞き取ることができず、十分な対応に至らない場合もありますことから、送信フォームにおいては氏名の入力を推奨しているところです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 指定管理施設のガイドラインでは、抜き打ち確認を行う場合があるとされておりますが、ふだんの状態を正確に把握するための手法をどのように整理しておられるのでしょうか。

また、本市はマニュアル整備に力を入れている一方、最終的には担当職員の裁量や力量に左右される場面も少なくありません。民間企業で行われている覆面調査（ミステリーショッパー）や、第三者目線の現場チェック、事前連絡なしの状況確認などの手法について、本市はどのように考えておられますでしょうか。

また、実態把握をより的確に行うためには、どのような方法が望ましいとお考えか本市の見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 各種施設の管理事業にお

きましては、満足感等の利用者目線のみならず、利用されない方も含め、広く市民から納得が得られることが必要でございます。

この点からも、様々な観点からの状況や動向の把握は、施設所管部局にとって重要な役割の一つと認識いたしております。

御提案のような現場確認手法も含めまして、各施設の特性や規模等に応じて、効果的かつ効率的な手法での状況等把握に努め、最適な施設管理に努めていくべきものと考えてございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 ありがとうございます。

様々に御答弁も頂きましたありがとうございます。

現場のふだん段の姿を知るために、形式的な訪問や書面のやり取りだけでは限界があるというふうに考えます。市民に最も近い基礎自治体である本市だからこそ現場の声をリアルに、正直に受け取れる仕組みが必要です。必要に応じて第三者的な視点や新しい方法を取り入れることで公共施設や利用者にとって、よりよい環境づくりになると期待し、以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

(24番今西議員登壇)

○24番 今西洋治議員 大阪維新の会、今西洋治です。

発言通告のとおり一問一答方式で個人質問をさせていただきます。

まず初めに、本市における空き巣対策について質問させていただきます。

先日、私の属する自治会の会議にて、防犯の話題になった際に空き巣被害の経験者が思いのほか多いことに驚きました。リアルな体験談は非常に興味深く、地域の方々にもっと広く知ってもらうべきだと感じました。

体験談で特に興味深かった内容を個人が特定されない範囲でピックアップしますと、角地の住宅は狙われやすいと警察に言わされた。まさか道路に面した風呂場の小さい窓から侵入されるとは思わなかった。ダミーカメラは犯人に見抜かれて役に立たなかった。

堂々と侵入された。警察へ通報した際に、まだ犯人がいるかもしれないのすぐに家の外へ出るよう言わされた。空き巣被害を受けて心理的ショックを受けた。今日初めてみんなに話した。などなど、貴重なお話をお聞きしました。

御近所の方に体験談をお話しましたかと尋ねたところ、昔は井戸端会議みたいな感じでそうしただろうけど、今はみんな忙しいし、そんな付き合いも少ないので、話していないという方が多数を占めました。いろいろな防犯ガイドブックには共通して、空き巣は御近所同士の情報共有を嫌うと書いてあります。御近所付き合いも大切ですし、地域コミュニティの活性化も必要です。

自治会からのフォローも大切なですが、転勤者などの一時的な住居者が多く住む地域では、自治会加入が少ないところが多くあります。私も転勤経験者で過去に7回ほど転勤を経験しました。自治会加入に関しましては、吹田市を除いて6回は自治会加入を引っ越した時点で入会しましたが、吹田市に引っ越したときは後日の入会になりました。なぜ、入会しなかったのかというと、不動産会社からの家賃や共益費などが記載される住宅資料に、自治会会費の記載がなかったからです。ほとんどの人は、転居先の自治会加入はするものだと思っています。住宅資料に記載があれば、加入はマストだと感じています。

そこで、本市に問います。家賃や共益費などを記載している住宅情報資料に自治会会費の記載の協力を求めてはいかがでしょうか。関係部署のお考えをお聞かせ願います。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 各自治会の自治会費につきましては、年度当初に提出いただいている自治会長届にて把握しておりますが、年度の途中で金額が変動する場合や自治会費の記載がない場合もあります。約550団体の自治会の正確な金額を把握し続けられないことから、住宅情報資料への記載については、困難であると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 自治会会費の正確な把握が難しいとのことですが、単会単位での規約改定の有効日を統一するとか、あと、新規発会の時期を統一するなど本市の関係部署と連携して工夫をすれば解決できそうな気がしてなりません。

住宅情報への自治会会費記載は自治会加盟促進の有効手段の一つと確信しております。研究のほど、よろしくお願ひいたします。

空き巣の被害に遭わぬいためにも、空き巣の手口を知ることは重要です。以前は、井戸端会議などで自然に情報共有がなされていたので受身で情報が入ってきました。今は、自分で情報を取りに行く時代です。

本市は、市のホームページや防犯セミナーなどを開催して防犯対策を行ってはいますが、その知識は参加された方の情報発信に頼っています。私は、より多くの手段で広域に発信できればなおさらよいと思っております。

その一つの方法として、市内を回るごみ収集車のアナウンスで空き巣対策の啓発を行ってはいかがかなと思います。特に代表的な空き巣の手口やその対策方法を具体的に述べてはいかがかと思いますが、関係部署の見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 御提案いただきましたごみ回収車での情報発信につきましては、移動しながら行う広報活動となることから、内容や時間に制限があり、詳細な情報を十分にお伝えすることには一定の課題があると考えております。

引き続き、御提案の趣旨も踏まえながら、必要な人に必要な情報が届くよう、様々なツールを用いた効果的な情報発信に取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 ごみ収集車のアナウンスの声は、市民の皆様に数十秒しか届かず、ほかの効果的な手段を検討するのはよく分かります。

しかし、この提案の狙いはそこだけではありません

。空き巣犯は、侵入前に綿密な調査をすると聞いています。狙った侵入先付近に今もいるかもしれません。その空き巣犯にアナウンスを聞かせれば、抑止力になります。空き巣犯はリスクを嫌います。町内パトロールは有効な手段です。回数が増えれば効果も高まります。1週間に3回、本市をくまなく周回するごみ収集車の防犯アナウンスは、手数を増やす有効な手段だと思います。研究のほど、よろしくお願ひいたします。

次に、自転車対策について質問させていただきます。

来年4月に道路交通法が改正されて、自転車運転の罰則が厳しくなります。特に、自転車の一時停止、通行区分については長年の運転の慣れから違反しがちだと思われます。

特に、通行区分の遵守についてです。

本市は、かねてから自転車マナー改善の一環で正しい自転車の通行区分を促すために青い矢羽を増やしており、自転車の通行マナーが以前より改善していることを評価しております。自転車は、基本的に車道の左端を運転しなければなりませんが、例外的に13歳未満の児童や70歳以上の高齢者は歩道の車道側を通行してもよいと。交通量が著しく多い場合や障害物が連続する場合も歩道の車道側を通行してもよいとされています。

さらに自転車の従うべき信号については非常に難解です。車道を走る自転車は軽車両扱いのため、歩行者用の信号に歩行者・自転車専用と表示がない限り、本来は自動車用の信号に従います。多くの方は自転車は歩道を通行し、歩行者用の信号に従っているのではないかでしょうか。従来の慣習では違和感とも感じられるこのことも、来年の4月からは厳格になります。

そこで、本市からも市民に対して特に注意すべき点についてフォローをすべきだと思いますが、今までの対策も踏まえて本市の見解をお伺いいたします。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市では、生徒・児童や高齢者への安全教育を通じて、自転車マナーの向上に努め、また、自転車等の交通事故防止のため、ターポリン

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

幕や路面標示等による注意喚起、安全啓発を行ってきたところでございます。

来年4月からの道路交通法の改正により、様々な混乱が生じる可能性も考えられ、注視していかなければならぬと考えておりますが、改正後においてもやはり注意喚起や啓発が最も重要で有効であると考えております。

引き続き、吹田警察署との連携を重視し、交通安全対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 答弁ありがとうございます。

警察の発行しているパンフレットを参考に分かりやすい図解を考案していただき、自治会や各種団体に広く啓発していただけるように御検討、お願いいいたします。

最後に、地域のイベント活動への各種補助金について質問いたします。

毎年、滞りなく敬老会や市民体育祭、文化祭などが開催され、地域住民の交流に大きく寄与しました。本市の人口増加に伴い、イベント参加人数も増加が見込めますが、市からの補助金は変わらず例年どおりの金額でした。昨今の物価高で、敬老会の景品や市民体育祭での例えばパン食い競争などの種目に関わる備品や参加賞の手配に苦慮されたと聞いています。

もちろん物価高は、市の財政の全体にのしかかっており、財政状況が悪化している中、地域イベント活動の補助金だけを問題にするわけではありませんが、補助の在り方を考える時期に来ているのではないかと感じております。

敬老会について。

本市の高齢者の人口は他市と同じく増加しております。敬老会の対象者も増加しています。それに伴い、記念品の数量も増加しています。市民体育祭については、地域によっては対象人数に差はあるかもしれません、人口が増加している地域では、参加者も増加しているにもかかわらず、備品を必要とする種目の参加者枠の減少や参加景品のグレードダウ

ンは否めませんでした。文化祭については、物価高の影響を販売価格に転嫁していたので、補助金の影響は少ないと感じました。

そこで、地域のイベント活動の盛り上がりや、イベントの参加を楽しみにしている市民の皆様に水を差さないためにも、補助金の金額を対象人数に応じて増加してはいかがかと思います。関係部署の見解をお伺いいたします。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部よりお答えいたします。

各地区で開催されております地区敬老行事に交付しています吹田市地区敬老行事補助金につきましては、一定の地区割額に加え、各地区において、当該年に75歳以上である高齢者の人数に一定額を乗じた額を上乗せし、交付しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 続きまして、都市魅力部より御答弁申し上げます。

小学校区ごとに開催されております市民体育祭の補助金につきましては、全校区同一の均等割額と当該年度6月時点の校区内の人口に応じた額を合算して交付しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

今の予算のある中で、既に公正な助成金の振り分けはできていると評価いたしますが、補助金の対象人数の推移は1年間では極端に増減するわけではなく、毎年の助成金額はほとんど変わっておりません。イベント運営側から見れば、物価高で毎年厳しく感じています。インフレ率に助成金が追いついていないのではないかでしょうか。

敬老会では、外出が少なくなり同世代の関わりが少なくなったと感じておられる高齢者の方が久々に顔を合わせてとても喜んでいた光景を見たとき、また、市民体育祭においては順位を決めない学校の体育祭では見ることがなった子供たちの競争心で燃

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

える目を見たとき、そしてその活躍を喜んだ御家族を見たとき、文化祭では来場者だけでなく運営に携わった様々な世代の方々が盛り上がっていたのを見たとき、地域住民の交流のために、地域イベントの重要性を非常に感じました。

本市の地域イベントの盛り上がりを維持するためにも助成金に限らず、市のサポート体制のよりよい在り方の検討を望みます。

以上で私の質問は終わります。

○矢野伸一郎議長 質問の途中であります、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時 再開）

○村口久美子副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。個人質問をいたします。

先日、南山田小学校の学校公開に参加し、先生方の熱意が子供たちによい影響を与えていたと感じました。まさに、教育は人なりと改めて感じました。

今日は、先生がやりがいを感じながら働く特色ある学校づくりを進めたいという主張とともに、本市の教育行政から質問いたします。

まず、本市では、教員の人事権を市に移す人事権移譲について、2010年頃から議論が続いているが、長い年月をかけてまで人事権移譲を目指す理由やその意義は何でしょうか。市長、教育長のお考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

教職員人事権の移譲は、地域の特性や個に応じた魅力ある教育を推進するための手段の一つと考えております。採用から人材育成、服務監督等を計画的に行うことで、教職員の帰属意識の向上と資質・能力のさらなる向上を図ることが、本市が目指す教育の実現に資するものと認識をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま学校教育部長から御答弁申し上げたとおり、人事権移譲の意義は、本市自ら必要な人材を確保し、その育成を行うことで、学校現場の多様で複雑な課題に対し、一体的に取り組める体制整備に効果があるものと考えております。

本市が責任を持って学校教育を充実させる取組をさらに進めるための手段として検討しているものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 今、教育委員会から概略の説明がありました。もう少し詳細にお話ししたいと思います。これは行政の立場からですけれども。人口減少、少子化が急激に進む中で、自治体間格差が大きく拡大をしております。吹田市の状況と客観的な評価については、周知のとおりでございます。教育においても積極的な教育改革実施と併せて教育の未来を真剣に考える姿が広く教育界において吹田市が認識をされていることを感じます。

また、本市の職員採用試験倍率も他市と比べて極めて高い状況にあり、教育採用試験倍率が低迷している大阪府の一括採用制度に頼ることでは、教育人事権行使することが認められている中核市として、本市児童・生徒にふさわしい教育責任を果たし切れないという強い思いに基づいているものです。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 吹田市に思いのある人材を、吹田市が責任を持って育成することで、山積された教育課題が解決に向かう可能性があるのではないかと感じました。

しかし、講師の欠員があるということは、吹田市で働きたいという人が特別に多いとは言えず、本市の魅力が市内外に十分伝わっていないのではないかでしょうか。これまで本市が積み上げてきた吹田で働く魅力は、具体的にどのような点にあるのでしょうか。これ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

までの取組について御説明ください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 本市で教員として働く魅力の一つに、教員の働き方改革グランドデザインに基づく取組の推進により、教員の業務負担軽減とウェルビーイングの向上を図り、教員が一人一人の児童・生徒に寄り添う時間を確保し、その結果として教育の質の向上につながる環境づくりを進めている点が挙げられます。

また、働き方改革を進めることで、従来より行っております学校教育研究会などの教科ごとの研究活動や授業改善に向けた学び合いが活性化し、働きやすさと成長機会の確保の両立を図ることが、教育の質の向上につながっているものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 本市は、部活動の外部委託は、学校の教育的意義を確保しているという点も魅力であると思いますが、吹田で働く魅力の発信にも力をいただきたいと思います。

働き方改革、つまり働きやすさと働きがいを両立させる観点から、カリキュラム編成や授業時数の見直しについて質問いたします。

先日視察した長野県伊那小学校では、子供と教職員が心のゆとりを持てるよう、給食・昼休み時間を60分から80分へと拡大していました。昨今、給食の時間が短過ぎ、タイマーを見ながら急いで食べる実態もありますが、学校長の判断で時程を見直すことは可能でございます。

本市の小学校でも、金曜日午後の授業を月2回ほど削減し、研究の時間に充てるという好事例があります。勤務時間内に生まれたこの時間は、教員同士の相談、雑談からのアイデアが、結果的に子供たちの教育に還元されているそうです。このように、教育課程や授業時数の見直しによって時程を変えることは、十分に実現可能です。

一方で、本市ではこれまで、学級閉鎖などの不測の事態に備える目的で、標準授業時数を大幅に上回る授業時間を設定してきた実態があります。

そこでお伺いします。昨年度において、本市の授業時数は標準授業時数をどれだけ超過していたのか、その具体的な超過分をお示しください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 令和6年度におきまして、学習指導要領が示す標準授業時数を、小学校では平均約59時間、中学校では平均約49時間上回っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 まだ、週に一、二時間、時程を見直す余力はあるという御答弁でしたので、長年標準授業時数を大きく超えていた現状を保護者の皆様に正しくお伝えし、引き続きよりよい教育課程を追求する姿勢を求めます。

昨年度、本市は改善努力され、本市の小学校でも、時程の工夫によって教員の研究の時間を確保した好事例が生まれています。

このような取組を広く共有し、教員が必要な改善をためらわずに実行する雰囲気づくりと、実際の改革が進む環境を整えていただきたいと考えます。教育長の御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市といたしましては、引き続き標準授業時数を大幅に上回ることがない教育課程の編成を適切に計画、実施するよう各校へ指導するとともに、柔軟な教育課程の取組や好事例を情報提供してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 議員御指摘のとおり、各校で教育課程の編成や授業時数を見直し、校長の裁量で時程や授業数を調整することで、教員が余裕を持って児童・生徒に寄り添える時間が確保され、児童・生徒の安心、安全な学校生活につながるものと私も考えております。

引き続き、各校の実態を把握し、教育課程の適正化と児童・生徒の豊かな学びの確保に努めてまいります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 前向きな御答弁をありがとうございました。

加えて、先ほど触れました伊那小学校では、70年前から通知表を設けていません。その理由の一つとして、子供の成長や日々の努力ではなく、結果だけに目が向いてしまうという懸念が挙げられていました。実は、通知表をどうするかも学校長の権限で決めることが可能であり、確固たる教育理念があれば、特色ある学校づくりは実現できる仕組みになっています。また、独自の探求活動として、ヤギ・羊・ポニーの飼育、1年生からのこぎり、金づちの扱いなど、子供たちの目が輝く実践が多数ありました。

以前の学校で不登校だった子供が、この学校なら行きたいと転入してくるケースも多く、何と年間30から40世帯が移住してこられるそうです。さらに視察先では、教育に携わる事業者との交流もでき、現地に行かねば出会えない人、情報にあふれています。

では、本市の教員は、視察に出向いているのでしょうか。過去3年間の管外出張の実施回数と研修参加負担金残額はどれほどでしょうか。また、視察や研修に関する現場の声についても併せてお聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 過去3年間の府外での研修受講回数は、小・中学校合わせて、令和4年度が30回、令和5年度が35回、令和6年度が31回でございます。

また、研修参加負担金の残額は、令和4年度が14万9,000円、令和5年度が17万5,000円、令和6年度が10万9,000円でございます。

学校からは、研修参加負担金の拡充をしてほしいという声がある一方、積極的な研修参加を望むが、稼業日に他校視察や研修に参加するのは難しい現状もあるという声も聞いております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 年平均32回では、本市の小・中学校数は54校ございますので、1度も府外での研修を受けていない学校が半数近くあるということで、教員のモチベーションを上げるためにも、まずは各校、年1回は管外出張に行ける体制づくりに努め、研修参加負担金は、足りない学校もあると思いますので、分配方法そのものを見直し、残額をゼロにして予算拡充につなげたいと思います。

本市の教員がやりがいを持って働く、特色ある学校づくりに挑戦できる、こうした環境を整えるためには、教員が研修へ積極的に参加できるよう、しっかり後押しすることが不可欠です。

さらに、校長がリーダーシップを十分に発揮し、学校全体で改革に取り組めるよう、各学校の意識改革も進めていく必要があります。そのことが結果として、本市で働く魅力を高めることにつながると考えます。教育長の御見解を求める。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市におきましても、教職員の学び続ける意識の向上や、児童・生徒だけでなく教職員自身がやりがいを感じる魅力ある学校づくりを目指し、これまでにも教職員研修や働き方改革をはじめとする様々な取組を実施してまいりました。

また、他の自治体の取組を学ぶことは大変意義のあることであり、研修権をもつ中核市として、引き続き、教職員へ充実した研修環境を提供するために必要な予算確保とその有効活用に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当が御答弁申し上げましたとおり、本市の未来を担う児童・生徒が生き生きと学ぶ学校、これをつくるために、教職員がやりがいを持ち、資質向上に努めることは、日々目標としていることでございます。

御承知のとおり、教育公務員は、絶えず研究と修養に努めることが法令にも定められており、その環境を整え、研修の質の向上、機会確保に努めることは、教育委員会の責務であると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、食と健康の観点から。吹田市のオーガニック給食をもっとアピールすべきだという立場で、質問いたします。

人の体に入るものは、何を選ぶか慎重に考えることが大切です。本市では、10年以前からニンジン、玉ねぎ、ジャガイモは有機野菜を使用し、約4年前からはコマツナも加えて、積極的に有機食材を取り入れておられます。これは、生物多様性や農業生態系への配慮としても大変評価すべき取組です。

さらに、ホームページでは使用食材の産地を公表し、安心、安全な給食づくりへの努力が続けられています。また、献立表には12月8日は有機農業の日と記載があり、オーガニックへの関心を高める工夫もされています。

そこで提案です。12月だけでなく、毎月、使用した有機食材を翌月の献立表などにまとめて掲載すること、また、化学調味料無添加の使用、カット野菜の不使用についても、掲載し啓発していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 納食の実施に関する内容や献立、使用食材に関する情報については、現在ホームページや給食だより、予定献立表などを活用し、御家庭にお知らせしているところでございます。

この中で、有機野菜の使用に関する情報は、毎年12月8日の有機農業の日を目安に、ホームページや予定献立表に掲載し、発信しております。

今後は、毎月の予定献立表などを活用し、前月の有機野菜の使用実績のほか、化学調味料無添加の調味料の使用やカット野菜の不使用など、本市独自の取組も掲載するなど、より具体的な情報の発信に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 前向きな御答弁、ありがとうございました。

健康寿命を延ばすため、医療費削減のため、環境保全のためにオーガニック給食を推し進めていただき、有機米の使用や国産の小麦粉を使ったパンも取り入れていただきたいと思います。

最後に地域守りの観点から。情報リテラシーを高めようという主張の下、外国籍職員の採用について質問いたします。

国会においては、独立行政法人における外国籍職員の採用状況が度々取り上げられております。政府は、地方公共団体における外国籍職員の採用について、最高裁判例を踏まえ、地域の実情に応じ、自主的かつ適切に行われるべきものとの見解を示しています。

一方で、外国籍職員の採用に関しては、国際情勢や各国の国内法が自治体の情報管理に影響を及ぼし得る点を踏まえておく必要がございます。

例えば中国には、国家情報法及び国防動員法が存在し、国外在住の中国籍の方にも適用される可能性が指摘されています。そのため、仮に中国籍の職員が本市で公的職務に従事した場合、本人の意思とは関係なく、情報提供等を求められる可能性がゼロではないという点について、市民の方から懸念が寄せられています。結果として、自治体内部の情報や市民の個人情報が国外に流出するリスクに対する不安が生じています。

そこでお伺いします。中国籍を含む外国籍職員の採用に際し、これらの法的背景をどのように認識し、危機管理上のリスクをどのように評価しているのか、お考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 本市職員の採用に当たりましては、国籍ではなく、職務内容に応じて必要な受検資格要件を設定しております。

採用後につきましても、全ての職員に対して服務規律の遵守や情報管理の徹底により、適切に対応しているところでございます。

以上でございます

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 外国籍の方へのリスク管理はしていないということですね。これを機に御認識はしていただけたかと思います。

では、採用した外国籍職員に関し、市民の個人情報や行政機密を保護するため、どのような職務制限、責任確認、情報セキュリティ措置を講じているのか。具体的にどのような運用をしているのか、御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 本市におきましては、国籍にかかわらず、全ての職員に対して守秘義務その他地方公務員法に規定されている服務規律の遵守を徹底していることから、殊さら外国籍職員に関して職務を制限するような規定は設けておりません。

機密保持や情報セキュリティ上の措置に関して検討する必要が生じた場合につきましては、裁判例などを踏まえ、その都度、個別具体に検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 外国籍の方への職務制限はないということですね。中国籍の方は、母国の法的な強制力と本市の守秘義務の板挟み状態ではないでしょうか。一般に、公権力の行使や公の意思形成に関わる職務は日本国籍が必要とされています。

例えば、住民の権利義務を直接左右する行政処分や税の決定、生活保護の決定などがこれに該当します。

一方で、事務的業務や窓口案内などは外国籍職員も従事可能とされていますが、制限はないということで間違いないでしょうか。以上の3点について市長の見解を求めます。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市におきまして、外国籍職員の個々の職務を制限するような規定を設けることまではいたしておりませんが、一般に議員御指摘のような見解があるこ

とは承知しております。

国において示された基準などはございませんので、裁判例等も踏まえ、地域の実情に応じて判断していくべきものと認識をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 職員の採用や職務制限の取扱いについては、ただいま担当から御答弁をさせていただきました。

そもそも極めて機密性の高い行政情報にアクセスができる者は限定的です。一方で、市民等の個人情報については、いかなる職員であれ厳しい守秘義務を課しているところです。それでも、公共機関はサイバー攻撃など高度なアタックを受けやすいだけに、市民の皆様に御迷惑、御心配をおかけしないように、可能な限りのセキュリティ対応に努めているところでございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 他市では、公権力を行使しない形で採用されていると伺いました。国は、地域の実情に応じ、自主的かつ適切に行われるべきものとしています。

また、情報漏えいにより、サイバー攻撃を受け、市政に大きな支障が出る場合も想定されます。市長のリーダーシップの下、危機管理対応を高めていただきたいと思います。

次に、参政党は、去る11月25日にスパイ防止法案を提出し、その中でスパイ活動を情報収集だけでなく、宣伝や謀略も含むと定義しております。戦後、我が国には包括的なスパイ防止法が存在しない状態が続き、その間、国益が損なわれてきました。

一方で、国民は必要な情報に十分アクセスできず、情報の偏り、不足により、正確な判断が難しい状況が続いております。

このような背景を踏まえると、主権者教育において市民一人一人が情報リテラシーを高め、ネット情報やメディア情報に流されず、自分の判断軸を持つことが非常に重要であると考えます。この主張の下、

主権者教育で反グローバリズムを学ぼうについて質問いたします。

反グローバリズムについて、参政党神谷代表の国会・代表質問の言葉を引用させていただきます。

我々の飛躍は今年の参議院議員選挙でした。スローガンは日本人ファースト。行き過ぎたグローバリズムに歯止めをかけ、反グローバリズムの政策を進めるという思いを込めたものでした。グローバリズムとは、情報や交通の発達により多国籍企業が台頭し、富と権力が一部の大企業や富裕層、ロビイストといったグローバルエリートに集中し、彼らが市場やルールをつくって世界を動かしていく行為や思想のことです。

彼らは国境をなくし、人、物、金の移動を自由にし、世界を一つにすることが正義であり、そうして生まれる混在化社会を多様性だと評価します。しかし、その結果を見ると、経済格差の拡大、民主主義の機能不全、中産階級の貧困化が進み、各国の主権や文化が損なわれてきたのです。

こうした流れへの民衆の反発こそが反グローバリズムであり、日本人ファーストの政治運動です。このうねりは、グローバルエリートが既存メディアを通じて世論をコントロールしようとする動きを超え、SNSなどを通じて欧米を中心に世界中に広がっています。我が党の理念や活動は、こうした世界の潮流の中から生まれたものです。

引用はここまでですが、補足いたしますと、我が党の理念は、日本の国益を守り、世界に大調和を生むです。これを前提として、主権者教育の中で、子供たちがこれらの議論を一面的にではなく、複数の視点から学び、自分の考えを形成できるようになることが重要だと考えます。

そこでお伺いします。主権者教育において、現代社会が直面する多様な政策課題とグローバリズムの進展、影響について、児童・生徒が多角的に学ぶ機会をどのように確保していくお考えでしょうか。

また、グローバリズム、反グローバリズムを含め、異なる立場や価値観を公平に扱い、政治的中立性を保ちながら教育していくために、どのような指導方針や研修体制を整えているのか、教育長のお考えを

お聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

主権者教育につきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒が社会の多様な課題を多面的・多角的に考察し、自ら判断し、行動できるようになることを目的としており、その目的を達成するため、各校では実態に応じた教育課程を編成しております。

そのため、グローバリズムや反グローバリズムを含む様々な課題につきましても、特定の立場に偏ることなく、事実に基づき多様な意見や価値観が存在することを理解できるよう指導することで、主体的に社会参画できる児童・生徒の育成に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁申し上げましたとおり、小・中学校における主権者教育は、特定の立場に偏らず、社会や国際情勢の変化を多面的に捉える力を育てることを目的としております。

本市といたしましては、他者の多様な意見を尊重しつつ、自ら適切に判断できる力を育む教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ありがとうございます。

反グローバリズムの情報というのは、なかなか入ってきませんので、研究体制を組むなどしてしっかりと子供たちに多様な考えを教育の現場で皆さんと一緒に考えられるようにしていただきたいと思います。

現代の政策課題が、世界各地で同時多発的に生じています。今日の政治課題は、新型コロナウイルス対策、移民政策、脱炭素政策、SDGs、LGBTQ関連政策、多文化共生、選択的夫婦別姓制度、賃金上昇の停滞、少子高齢化など、多岐にわたります。これらは、それぞれ独立した問題ではなく、この背景には行き過ぎたグローバリズムという思想が存在

します。そして、政治の意思決定が国民生活から遠ざかってしまっています。

現在、今の生活に不安や不満を抱える市民が増えていることは、私たち自治体議員としても見過ごすことはできません。私自身、これらの課題に向き合う活動の中で、情報リテラシーの課題などから、一部での過剰な批判、妨害に遭ってきました。

また、国家の象徴である国旗に対する損壊行為など、健全な民主政治において、あってはならない事例も報告されています。去る10月27日参政党は単独で、国旗損壊罪に関わる法案を提出したところです。

しかし、どのような困難があっても、私たちは将来の子供たち、そして次世代の日本のために、市民の自由で公正な政治参加を守り、自治体としての意思決定が健全に行われるよう、不断の努力が求められています。

だからこそ、主権者教育においても、形式的な知識だけではなく、社会の変化や国際情勢、歴史的背景を踏まえた政治のリアルに触れられる学びが不可欠です。子供たちが多様な意見や価値観に出会い、自ら考え、自ら判断し、未来を選び取る力を身につけられる教育を、ぜひ本市としても推進していただきたいと強く求め、私の質問を終わります。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 吹田党・参政党議員団の中西勇太です。よろしくお願ひいたします。

冒頭に本議会での質疑をお聞きしておりまして、物価高対策が度々話題に上がります。ですが、なぜここまで物価高が問題になるのかが重要だと考えます。高まり続ける国民負担で、経済成長は低迷し、実質賃金も伸びず、国際競争力も落ちています。その責任を直視することなく、その場限りの一時的な経済支援、言わば取って配ることを繰り返すのではなく、何のためにその政策を行うのか、何に感謝し何を大切にするのか、国民の健康と豊かさ、日本を守り抜くことにつながっているのか、こうした観点から、政策の在り方を、皆様と共に考え、転換していきたい。この問題意識の下、個人質問を行わせていただきます。

最初に、介護保険財政、要介護度維持・改善の取組についてお聞きします。

本市の介護保険特別会計は、令和6年度決算が約336億円、令和7年度当初予算が約343億3,000万円で、平成28年度から約100億円増加し、財政に占める比重が一段と高まっています。

内訳の中心である介護給付費は、令和6年度約300億3,000万円、令和7年度約319億9,000万円と9割超を占め、年5%以上のペースで増加しており、今後も高齢化とニーズ増により一層の伸びが懸念されます。

財源面では、保険料、国・府負担などに加え、一般会計からの繰入金が令和6年度約50億7,000万円、令和7年度約54億5,000万円と年々増加し、介護給付費等の約12.5%に相当する市負担分や低所得者軽減分を補填していると承知しますが、一般財政にも重い負担となっています。

以上の現状を踏まえ、本市の介護保険財政の課題と中・長期的な見通しをどう認識しているのか。急速な高齢化の中で介護給付費の伸びを抑えつつ、限られた財源で持続可能な介護保険制度を維持していくために、どのような問題意識をお持ちか、市長、担当課、財政部局に御見解をお伺いします。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。

介護保険の中・長期的な財政見通しにつきましては、第9期吹田健やか年輪プランにおいて、令和32年（2050年）時点では、介護給付費が約493億円、第1号被保険者の介護保険料の月額基準額が9,600円程度と推計しており、これは現在と比較すると、いずれも約1.5倍に増加するものと見込んでおります。

持続可能な介護保険制度を運営していくためには、今後、65歳以上人口がピークを迎える令和32年（2050年）を見据え、高齢者の生きがいづくり、生涯を通じた健康づくり、介護予防事業の充実など、様々な取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 行政経営部からも御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計の規模の拡大は、一般会計側の経常経費である繰出金の増加に直結するものでございます。

行政経営部といたしましては、経常経費のさらなる伸びが市財政に与える影響を懸念する中、介護予防や各種保健施策の充実など、健康寿命延伸を図る取組の重要性を認識しております。費用対効果を見極めつつ、関連事業の精査に臨んでいるところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 介護保険制度の今後を憂慮する御質問を頂きました。

これは、社会全体が同じ思いであると思います。といいますのも、介護保険制度が施行されて既に25年を経過しております、25年前に団塊の世代は50歳前後でした。50歳ちょっと前ぐらいでした。そのときには、リアルに今のような超高齢社会の認識は薄かったと思います。しかしこれは完全に読めてたことです。

この間の社会の変化に応じて、この制度は3年ごとに改正をされてきました。今後も、要介護者の増加による給付費の増加、物価高騰、地域包括ケアの推進、介護人材の不足などの様々な課題に対して、後手を踏まないような対応が必要であると認識をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。今後も膨らむ見込みについても、御答弁頂きました。

現在の介護保険制度は、要介護度が重いほど報酬が高く、要介護度が改善すると事業収入が減る構造となっており、自立支援に熱心に取り組む事業者ほど経営が厳しくなり、職員の処遇改善も難しく、結果として介護人材不足や離職の一因ともなり得ます。

そこでお伺いします。吹田市内の介護事業所にお

ける、有効求人倍率や欠員状況、離職率、平均勤続年数など、人材不足の実態をどのように把握しているのか、直近のデータに基づく市の認識を伺います。

要介護度が改善すると事業者の収益が減るという制度上の逆インセンティブが、市内の現場にも影響していると認識しているか。もし、影響があるとお考えであれば、その改善に向け、市としてどのような方針、問題意識を持っているのか、春藤副市長の御見解も併せてお伺いします。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当からお答えいたします。

介護事業所における人材不足の実態につきましては、大阪労働局の公表資料や3年ごとに実施している市内介護事業所に対する実態調査等で把握しており、人材確保に関しては厳しい状況であると認識しております。

また、要介護度が改善すると介護保険サービスの利用回数が減少することや、介護報酬単価が低くなることから、事業者経営に一定、影響があるものと考えております。

こうした介護保険制度の構造的な課題に対しまして、市としてどのような支援が効果的であるか検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 介護保険制度は、制度開始から25年が経過いたしまして、財源不足をはじめ、地域包括ケアシステムの推進、医療との連携など、様々な課題が顕在化してきております。

また、現在、介護事業所については、人手不足に加え、物価・賃金上昇の影響も受け、極めて厳しい運営状況にあるものと認識をしております。

こうした構造を見直しながら、今後の介護保険制度が継続的になるような見直し、国のほうでも行われるような必要があると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

介護保険制度の構造的な課題について共有していることを御答弁頂いたと思います。

次に、自立支援にインセンティブを設ける、いわゆる逆介護保険制度について伺います。

これは、従来の重度化するほど報酬が増える仕組みとは逆に、利用者の要介護度の改善・維持に応じて事業者に成果報酬を追加で支払うというもので、自立支援型ケアを促し、健康寿命の延伸と給付費抑制を同時に目指すものです。

神奈川県川崎市のかわさき健幸福寿プロジェクトでは、意欲ある高齢者に対し複数事業所チームが1年間集中的に支援し、要介護度（ADL）が改善・維持した場合、利用者1人当たり約5万円の報奨金、市長表彰、認証シール、公式サイトでの公表などによる社会的評価が行われています。導入から10期以上継続し、延べ2,500人以上、1,000事業所以上が参加し、要介護度改善率は全国平均の2倍以上、1人当たり約4万9,000円の給付費削減効果があったとされています。

利用者の自立向上、事業者への報奨、保険財政の健全化という三方よしの好循環を生み出している事例であり、川崎市のほか岡山市、品川区、大牟田市などでも類似の取組が行われています。

一方、本市では地域包括ケアや介護予防事業には取り組んでいるものの、成果連動型のインセンティブ制度は導入されておらず、自立支援に取り組む事業者への報酬面での後押しは限定的で、要介護度改善への意識づけも十分とは言えず、川崎市のような改善率には達していないのではないかと考えます。

利用者の状態改善、事業者の意識変化、介護給付費の抑制という観点からも、自立支援インセンティブ制度の導入は、本市の課題解決に資する有力な選択肢の一つと考えます。

そこで伺います。川崎市などの取組、制度について、吹田市としてこれまでに情報収集や研究を行われたことがあるか、その概要や成果、課題について現時点でどのように評価されているか、担当部局の御認識を伺います。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 川崎市などが実施する要介護度

等の改善や維持に対して評価を行う事業につきましては、これまでのところ、本市として情報収集や研究を行ったことはございませんが、事業の成果や課題等につきまして、他市での先行事例を研究してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 よろしくお願ひします。

次に、国は2018年度創設の保険者機能強化推進交付金などにより、自立支援、重度化防止を後押ししており、自治体独自のインセンティブ施策も広がっています。国・府の補助金を活用すれば、本市でも財政負担を抑えつつ逆介護保険的な仕組みを導入し得ると考えます。

こうした国の自立支援策の動向を、本市はどのように把握し、評価しているのか伺います。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 保険者機能強化推進交付金につきましては、介護予防や重度化防止、適切なサービス利用の推進など、保険者として取組を後押しする重要な財源であると認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 本市では、まだ実施していない取組を御紹介してきましたが、丁寧に御答弁いただきありがとうございました。

本市においても、高齢者の自立支援、これに取り組む事業者の後押し、介護保険財政の安定化を同時に図る方策として、逆介護保険的な制度の導入を強く提案いたします。

他市の成功事例と国の支援を追い風に、健康寿命の延伸、生活の質の向上、将来世代の負担軽減を目指すべきと考えます。市長をはじめ執行部におかれましては、本市版逆介護保険制度の実現に向け、前向きな検討を進めていただきたいと考えます。

担当部局には、視察を行うなど前向きな検討を開始していただけるか、この質疑を経て、改めて、春藤副市長の御見解をお伺いします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まず担当からお答えいたします。

要介護度等の改善や維持を評価する事業について、先進的に取り組まれている各市に対して視察やヒアリングを行い、本市にて導入する場合に想定される課題や費用対効果について、研究してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 担当から答弁させていただきましたとおり、まずは、先行して事業を実施している市に対して、視察するなど情報収集に努めてまいりたいと考えております。

今後とも介護予防に効果的な取組の検討を進め、介護保険財政の健全化を図るとともに、健康寿命延伸に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

9月定例会に続き、学校給食無償化について、次に伺います。

国では、令和8年度から公立小学校の給食無償化に向け、2023年度の実態調査を基に、1か月約4,700円の基準額を設定し、その範囲内を国と自治体で負担し合う案や基準額超過分を自治体裁量とする案などが検討されていると承知しています。

一方、全国市長会は、国費で全額負担すべきと要望しており、制度設計が見えず、準備に着手できないとの声も報じられています。国と自治体の負担割合や財源スキームは、いまだ不透明な部分が大きいと受け止めています。

そこで伺います。9月定例会では、現時点で国から具体的な通知はないとの答弁でしたが、その後の国の協議状況や関係省庁からの情報提供も踏まえ、現在においても、財源負担の在り方や制度設計の詳細について、自治体に対する明確な方針は示されていないのか。本市が把握している国からの正式な通知、説明があれば、その内容と併せてお示しください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 次年度から実施予定とされている国による給食費無償化に関しましては、一部の報道により、国において制度設計の協議が進められているとの情報はございますが、現時点で国や府から正式な通知等がなく、詳細が示されていない状況でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 国から制度設計や財源スキームが示された後の、本市としての考え方について。給食無償化は保護者負担軽減と子育て支援を目的とする一方、無償化維持が目的化し、食材費削減や地場産・国産食材、行事食や食育の工夫が犠牲になつては本末転倒です。

本市では今年度、物価高騰の中でも、学校給食摂取基準に沿った子供たちの成長を支える給食の質の担保に努めてこられたと認識しています。次年度以降、国からの制度設計が示された際には、無償化という枠組みの維持ではなく、学校給食本来の目的と質の確保を最優先とすること、財源について、まずは国に十分な負担を求めて、やむを得ず自治体、保護者負担を検討する場合でも、給食の質や量を落とさないこと、家庭の経済状況によって食の機会に格差が生じないようにすることを前提に、国・本市・保護者が役割を分かち合い、一方に負担を押しつけない丁寧な議論が必要と考えます。

以上を踏まえ、本市として、来年度以降の学校給食の在り方を検討する際に、無償化という制度、政策の維持の実現ではなく、給食の目的と質の担保を最優先に議論を進めるお考えがあるか、市長の御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市といたしましては、今後、国による給食費無償化が実施されましても、これまでと同様に、学校給食の目的である、健康の保持増進を図り、望ましい食習慣を身につけ、食に関する正しい理解を深め

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

るための取組を進めること、また、学校給食摂取基準に沿ったエネルギー量や栄養価を基本とし、質や量を維持した給食を提供するという考え方へ変わりはございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 学校給食については、無償化すべしという声から、受益者負担が原則だという意見まで国民の感覚は様々です。

給食の在り方において、無償化という負担面の議論ばかりを耳にする現状において、例えば日々、限られた予算の中で最適なメニューを考える本市の管理栄養士はじめ、給食の在り方に思いを持つ教員、保護者は、どう感じているのでしょうか。御指摘のとおり、私は給食の本来的な目的を改めて考えたいと思っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。
よろしくお願ひいたします。

次に、国旗、国歌についてお聞きします。

まず、国旗、国歌の取扱い及び子供たちへの教育について、これまで本市議会で御尽力いただきてきた先輩議員各位に敬意を表しつつ、質問いたします。

残念なことに、侮辱的な意思を持って日本国旗を損壊、汚損する事例が報告されています。我が国では、外国国章損壊罪は刑法第92条で規定されている一方、日本国の国旗、国章を対象とした規定ではなく、新たな立法の是非が議論されています。刑法改正は国の所管ですが、国旗や公共物をどう扱うかは地方の教育、啓発、市民意識とも関わる重要なテーマと考えます。

そこで、本市が管理する庁舎、学校、その他の公共施設において、故意に日本国旗を損壊または汚損したと認められる事案を把握しているか。把握している場合は、件数や発生場所、対応状況など概要をお示しください。

そのような事案が発生した場合の情報把握の仕組

み、警察等との情報共有の在り方についてお示しください。体系的な把握体制がない場合は、その理由と課題認識についてお伺いします。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは総務部から御答弁申し上げます。

本庁舎を含む本市公共施設において、国旗が損壊、または汚損された事例は発生しておりません。故意に国旗が損壊される等の事案が発生した場合は、施設管理者から器物損壊事件として警察に通報するとともに、被害状況について市長、副市長に報告を行うこととしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 次に学校教育部より御答弁申し上げます。

本市の小・中学校におきまして、故意に国旗を損壊または汚損された事例はないものと認識しておりますが、故意に国旗が損壊されるなどの事案が発生した場合には、まず、学校は事実確認を行った上で校長から教育委員会へ報告を行います。その上で、器物損壊事件として警察へ通報する対応を取ることになります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 市の責任として把握できる庁舎や学校など公共施設では、これまで故意に国旗を損壊、汚染された事案はないことは確認できました。

一方で、一般市民が自ら所有する国旗を損壊、汚損した上で公共空間に掲げるといった行為は、国旗の尊厳を著しく傷つけるものでありながら、現行の器物損壊罪では必ずしも十分に対応できない可能性があると認識しています。

日本国旗を故意に損壊、汚損する行為の背景や要因に、どのような社会的課題や価値観の問題があると認識しておられるか、お考えを伺います。

あわせて、学校教育、社会教育、人権教育等の場において、国旗及び公共物の尊重、他者や国家への

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

敬意といった観点をどう位置づけ、今後どのような啓発・教育的取組を進めていかれるのか、所見を伺います。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは総務部から御答弁申し上げます。

本市において、本庁舎を含む公共施設で故意による国旗の損壊等の事例はないことから、市としてどういった社会的課題等があるのかまでを検討を進める段階には至っていないと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 次に学校教育部より御答弁申し上げます。

学校教育において、国旗及び公共物の尊重、あるいは他者や国家に対する敬意を育むことは、児童・生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために重要なことであると認識しております。

今後も授業や学校行事などを通して、我が国のみならず、他国についても尊重する教育を適切に実施してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 続きまして地域教育部から答弁申し上げます。

社会教育においても、国旗及び公共物の尊重、他者や国家に敬意を払うことは重要であり、伝統や歴史、文化等を学ぶことを通して、国と郷土を愛する意識が醸成され、また、他国を尊重する態度も養われるものと考えております。

引き続き、あらゆる世代、また、様々な人々に対して多様な学びの機会の提供に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 大切な御答弁をありがとうございます。

国旗の尊重、国家への敬意を育むため、あらゆる世代の学びとともに、学校では授業や学校行事など

を通じて、我が国そして他国も尊重する教育を実施していくとの考えを確認いたしました。

そこで、小・中学校の運動会における国旗掲揚及び国歌、校歌の取扱いについて伺います。

本市公立小・中学校の入学式、卒業式では国旗掲揚と国歌、校歌齊唱が行われ、児童・生徒の君が代習得状況も改善しており、教育委員会の取組に敬意を表します。

一方、この秋に出席した運動会では国歌、校歌を齊唱しない学校もあり、取扱いが統一されていないと感じました。運動会は、成果発表の場であるとともに、一体感や連帯感を育み、保護者、地域も参加する重要な行事です。その場で国旗掲揚や国歌、校歌齊唱を行うことは、自国の歴史・文化、学校への誇り、公共性や敬意を育む機会になると考えます。

直近年度の運動会で、国旗掲揚、国歌齊唱、校歌齊唱の実施状況はいかがでしょうか。

また、学習指導要領上、運動会は健康安全・体育的行事として、心身の健全な発達や規律・連帯感の涵養を目的としていますが、運動会における国旗掲揚や国歌、校歌齊唱の位置づけと、教育委員会としての基本的な考え方と方針、教育的効果をどのように評価しているか伺います。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 学習指導要領において、国歌齊唱につきましては、その意義を踏まえ、児童が新たな生活の区切りを迎える儀式的行事である入学式、卒業式などにおいて、適切に取り扱うように示されておりますが、小・中学校の運動会、体育大会は学習指導要領上、体育的行事に位置づけられていることから、これまで、これらの行事に国歌齊唱を位置づけてはおりません。

校歌の扱いにつきましては、校長の裁量に委ね、適切に実施していただくこととしております。

学校行事の開催につきましては、目的や児童の実態を踏まえ、適切に教育的効果を高める取組を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 運動会や体育大会を、国旗、国歌、校歌に親しみ、国や地域、学校への帰属意識や敬意、感謝を育む重要な機会と位置づけ、小・中学校で可能な限り国旗掲揚と国歌、校歌斉唱を行うよう、教育委員会として方針を示すべきではないかと考えます。

小・中学校の運動会においても、原則として国旗を掲揚し、国歌、校歌を斉唱することを推奨するといった方向性を市教育委員会として示すことについて、検討されるお考えはありますでしょうか。教育長のお考えを伺います。

あわせて、一律の方針決定が難しい場合でも、各学校で国旗、国歌の扱いを話し合う場を設けること、運動会等における実践事例の共有、子供、保護者、地域の意見聴取など、教育委員会としてどのような支援が可能かお示しください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

先ほどの答弁と重なるところもございますが、学習指導要領におきまして、運動会や体育大会は体育的行事という位置づけであることから、これまでこれらの行事に国歌斉唱を位置づけてはおりません。

一方、校歌斉唱は現在、校長裁量の下、実施しております。

また、国旗については、行事開催日にかかわらず、毎日学校の施設内に掲揚しております。国歌、校歌の尊重を踏まえつつ、運動会や体育大会という行事の目的を考慮し、学校や保護者、地域の思いに寄り添いながら適切な指導と支援を行ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁申し上げたとおり、学習指導要領には、体育的行事における国歌斉唱は位置づけられておりませんが、国旗や国歌、あるいは校歌を尊重し、国や地域、学びやへの敬意や感謝等を育むことは重要であると考えております。

各校においては、学習指導要領にのっとり、学校行事の目的に応じた国旗や国歌等の適切な取扱いに

ついて、引き続き指導を行ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

小・中学校の運動会をはじめ、各種学校行事において、国旗掲揚、国歌斉唱、校歌斉唱を子供たちにとっての貴重な学びの機会として、より積極的に生かしていくことを提案いたします。

入学式、卒業式以外では、生徒、保護者、教職員、地域の皆様が一堂に会する運動会、体育祭において、国歌斉唱とともに懸垂式で国旗を引き揚げ掲揚する国旗掲揚及び国歌斉唱の儀を行うことが、理想的な姿でないかと私は考えます。そのような取組を通じて、母校や故郷、そして我が国への敬意と感謝の念を育み、徳によってお互いの行動が律される社会を目指していただきたいと考えます。そのためにも、教育は我が国の未来を支える人を育む営みであるということを、改めて強調させていただきます。

昨年11月定例会では、コロナ禍を機に学年別縮小型の運動会が定着しつつあり、学年間のつながりや上級生から学ぶ機会が損なわれているのではないかと指摘しました。教育監からは、運動場の広さや児童数、熱中症対策等を踏まえた実施形態の判断や、前日練習や記録映像による他学年の演技の共有といった工夫が示されました。

しかし令和7年度も、児童数や運動場に余裕があるように見える学校でさえ、午前中で終える前提のプログラムが続き、演目の大幅な精選、開会式、閉会式の簡略化、校歌、国歌斉唱や全校児童の体操、行進といった時間が十分確保されていないのではないかと保護者の声が寄せられています。

コロナ感染症の騒動の下で導入された黙食や歌唱制限など、科学的根拠がない、または不十分な対応もありました。同じ過ちを繰り返さないためにも、熱中症対策、働き方改革は踏まえつつ、本来の教育的意義が守られているかを検証する必要があります。

市内小学校の運動会の実施形態について、全校一斉終日、全校一斉午前中のみ、学年別開催など、主なパターンと、それぞれの学校数をどのように把握

しているか、お示しください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 市内小学校35校中、全校一斉終日開催での実施校はございません。全校一斉午前中のみが31校、学年別開催が4校でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 運動会は、心身の健全な発達や運動への親しみ、責任感、連帯感の涵養などを目的とした健康安全・体育的行事ですが、学年別・午前中完結型では、異学年から刺激を受け合う機会、全校一体の経験、係活動を通じた責任感の育成などが十分確保されにくい面があるのではないかと考えます。

教育委員会として、午前中学年別開催の教育的メリット、デメリット、とりわけ、異学年交流、集団行動、所属感や公共心の育成という観点からの評価をお聞かせください。

熱中症対策や教職員の働き方改革に配慮しつつも、本来の教育的意義が損なわれては本末転倒です。運動会の時間、内容の精選について、教育委員会としてどのような基本的考え方、ガイドラインを示しているのか。原則として全校児童が一堂に会する運動会を目指す考え、学校事情に応じた工夫を支援していく考えはあるか。学習指導要領の趣旨に立ち返った全市的な点検、見直しを行う考えがあるか。その際の視点と学校現場、保護者、児童の声の反映方法。

以上について、今後の検討方針を伺います。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 現在の運動会の形式につきましては、文部科学省が示す学校行事の適正化の考えも参考にしつつ、各校が工夫して実施しているもので、午前開催のメリットは、熱中症、体調不良、けがのリスク軽減、集中力の維持、教職員の働き方の改善などが挙げられます。

デメリットは、異学年交流の機会の減少、集団行動、所属感の育成機会の減少、参加種目の減少などが考えられます。

全校児童が一斉に会する形での運動会につきまし

ては、学校規模、敷地条件等に左右されるため、全校一律にという指導は行っておりません。

また、教育委員会といたしましては、現在の学校現場の状況を踏まえ、児童の安全の確保や教育活動全体のバランスを見ながら無理なく質の高い学びを保障しているものと考えておりますので、全市的な点検やガイドラインの作成等を行う予定はございませんが、指導主事の訪問や校長会等を通じて、今後も必要な指導、助言は引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

子供たち心身の成長や責任感・連帯感の涵養、異学年交流、そして御家族が成長を確かめる機会としての運動会の意義を守っていただけますよう、よろしくお願いします。

最後に、中学校部活動について伺います。

教育基本法第1条は教育の目的を人格の完成と心身ともに健康な国民の育成と定めており、中学校学習指導要領も、部活動を学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資する学校教育の一環であり、教育課程との関連を図るように示しています。

部活動は、仲間と努力する経験、成功体験、放課後の居場所、信頼できる大人との出会い、心身の健康や生活リズムの安定など、教室だけでは得難い学びを提供してきました。現代の子供たちにとっても、重要な教育の一部であると考えます。

本市として、部活動の教育的意義をどのように認識しているのか、お考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 部活動が果たす教育的意義につきましては、スポーツや文化の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなライフスタイルを継続する資質や能力を育て、また、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、学級内とは異なる人間関係の形成や社会性の涵養につなげていくことであると認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 部活動を地域に移行、展開する改革が全国的に進められていますが、仮に学校部活動が大きく縮小、廃止された場合、生徒の成長や日常生活にどのような影響が生じ得るか、特に望ましくない影響についてどのように認識しているか、御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 部活動の縮小、廃止は、これまで学校で行っていた教育課程外でのスポーツや文化の楽しさや喜びを味わったり、責任感や連帯感を育成する機会が減少したりすることが挙げられます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 本市でも、吹田市 新たな中学校部活動の在り方としての指針が示されました。

拝見する限り、働き方改革の観点が強く打ち出される一方で、部活動の教育的意義をどう守り、発展させるかという視点が見えにくいと感じています。先生方の負担軽減は重要です。

一方で、部活動は、子供たちにとってかけがえのない経験の場であると同時に、先生方にとっても生徒の青春を共に過ごし、理解を深める貴重な時間でもあります。もし、現状の労働環境がやりがいの搾取となっている部分があるのであれば、待遇改善を図りつつ、教育活動としての部活動をどう守り抜くかという視点が求められるのではないかでしょうか。

先日の国会質疑で、文部科学大臣からは、学校部活動は、子供たちが広くスポーツや文化活動に親しむ機会であること、地域展開を進める際には、教師の兼職兼業の促進や学校施設の活用を図りつつ、地域の実情に応じた多様な改革を進めること、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることといった方針が示されています。実態調査と現場の声を踏まえ、地域連携を進めつつも、主軸は学校部活動として維持する方針を明確にしている自治体もあります。

子供たちの大切な学びと成長の場を守るために、学校の意見を尊重しつつ、今後どのような制度設計

を目指すのか。国に教職員の待遇改善、人材確保に必要な予算措置を求めるとともに、本市としても財政措置を検討する考えがあるか、市長並びに教育長の御見解を伺います。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 まずは担当より御答弁させていただきます。

部活動におきましては、国からその受皿を学校から地域へと移行、展開する方針が打ち出され、全国的に改革が進められております。

本市におきましては、これまでの部活動が有してきた教育的意義を生徒に保障することと教員の労働環境の改善の両面から、部活動の引率、監督、指導を外部委託し、学校との情報共有を図りながら、部活動の枠組みを維持する方向で進めております。

財政措置につきましては、国・府の動向に注視しながら引き続き関係部局と調整してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 本市においては、ただいま担当から御答弁申し上げたとおり、学校教育活動としての部活動の枠組みを残した上で改革を進めているところでございます。私も含め、多くの方々が経験し、学び、競った部活動。私自身は中学校で顧問をしていまして、家族を忘れてそれに取り組んでおったんですけども、全国的に見直しの時期に来ております。

本市との関わりがある有識者からは、学習指導要領の改訂に伴って部活動の位置づけが変わってきたことから、世代によって部活動の価値観も異なると聞いております。全国的に取り組まれている部活動改革は、自治体、あるいは学校ごとに実態や課題も異なることから、紆余曲折を繰り返しております。

しかし、現状のままで、部活動が維持できなくなる時期が必ずまいります。今後も、国・府の動向に注視しながら、教育的意義を大切にした本市の部活動改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 例えば、高校野球の在り方、インタ

一ハイ、インカレもそうですけれども、全中もそうです。教育の一環としての運動と楽しさを味わうこと、優劣を競うだけではなくて、楽しさを味わうことや競技性に特徴があるスポーツ、その両者に重なるところがあるにせよ、それぞれの目的を明確にした上で、義務教育が担うべき範囲の合意を得なければならぬと考えています。

その考え方の整理は、働き方改革や指導人材の不足、費用負担の在り方という現実的な課題に向かう前に、およその整理をしておかなければならぬと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 子供たちがスポーツ・文化活動に広く触れられる機会と居場所を守り、人格の完成と心身ともに健康な国民の育成を行う責任を果たしつつ、それぞれの学校や種目の実情に応じながら、教職員の皆様の処遇改善も図ると。大変難しい課題ではありますが、拙速に大きな制度変更を行って、後戻りのできない問題が生じるようなことのないよう、慎重な検討をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○村口久美子副議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 立憲民主党の西岡友和です。それでは、発言通告書に従いまして個人質問を始めさせていただきます。

まず初めに、学校現場における課題につきまして、本市、吹田市における外国にルーツを持つなど日本語指導が必要な児童・生徒数は全国的な傾向と同様に増加傾向が続いている、現在、小学校109名、そして中学校で24名である、そのように伺っております。

しかしながら、現行の支援体制は拠点校方式の下、日本語指導加配教員5名、5名が複数校を巡回する仕組みとなっているため、1校当たりの関わりは、週1回の、しかも1時間程度にとどまっています。その結果、日常的な日本語指導や学習支援は、担任の先生に大きく依存をせざるを得ず、外国にルーツ

を持つ児童・生徒の学習の保障が十分に確保されていないのみならず、担任及び学校全体の負担増につながっていると認識をしております。こうした点に構造的な課題が存在している、そのように認識をしております。

現場の教員からも実態を示す声を多く頂いております。例えば、ある小学校では、外国にルーツを持つ児童が転入してくる際、中国語は話せる生徒だったらしいんですが、その時に中国語と日本語を理解できる1年生の児童に通訳を依頼をした。そのような事例があったと伺っています。このような状況は、学校現場の支援体制の脆弱性を示すものであり、通常業務を担う教員の負担を一層圧迫し、結果として、児童・生徒全体の教育の質に影響を及ぼす懸念があります。

日本語指導を補完するために、教職員の端末や児童・生徒が使用するICT端末への言語支援アプリの導入を含むICT活用が求められています。あわせて、SIFA（吹田市国際交流協会）との連携による通訳派遣制度も存在しますが、現状では児童1人当たり週1回程度の利用にとどまっています。通訳利用の回数の拡充に加え、保護者との相談支援、つまり、保護者の方が日本語がうまく話せない場合の相談支援や学習内容の理解の補助など、より包括的な支援の充実が必要であると考えております。

以上を踏まえて、現行の通訳派遣制度の運用状況及び課題認識についてお伺いをいたします。

続きまして、日本語指導の補完策として、現状ではAI翻訳機、物理的なハードを伴う翻訳機、これを8台貸出用として配置をしていると伺っております。

しかし、外国にルーツを持つ児童・生徒が増加している中で、この台数で十分対応できるのか、疑問を抱いております。現状の課題についてお伺いをいたします。

児童・生徒に配布されているPCを利用して無料の翻訳アプリ、無料で使える何とかアプリというやつを活用してコミュニケーションを図る場面が見られるというふうに聞いております。

しかし、教育委員会において、無料アプリを使用

することについては問題があります。一つ目として翻訳精度のばらつきによる誤訳のリスク、二つ目、個人情報がサービス提供者に提供され、利用される危険性、そして最後に、そのリスクの責任を全て現場の教員が担わなければならないなど、見過ごせない課題が存在いたします。

これらの課題について、どのような対応が必要と考えておられるのか、教育長の御見解をお伺いをいたします。

続きまして、オオサカホイールの救助活動について質問させていただきます。

まず、本年11月25日、EXPO CITY内に設置されている日本最大の観覧車（オオサカホイール）が落雷の影響により緊急停止をし、最大約9時間にわたり乗客がゴンドラの中に閉じ込められるという事案について確認をします。

本件は、吹田市消防本部を含む複数の消防隊が事業者、スタッフと連携し、負傷者ゼロで全員救出を実施されました。吹田市消防本部の極めて高い練度と技術、そして隊員の皆様の使命感に深く敬意を表するところでございます。

当局から既に事実関係の説明を受けておりますので、概要を述べてから質問に移ります。

事故の発生時刻、17時40分頃、停止理由、落雷による制御系システムの故障、調査中でありますが、ほぼ直撃であったというふうに伺っています。21時7分消防本部が救助要請を確認。これは、ゴンドラの中に取り残されているお客様の保護者の方から消防本部のほうに救助要請が入ったということあります。ちなみに、その10分後にオオサカホイールから救助の要請が消防本部にも入っております。乗客12名を順次救出。救助の完了時刻が午前の翌2時41分、消防車が7台、はしご車1台、救急車が2台、隊員は30名以上の方が出動したと伺っています。

本件に関しましては、EXPO観覧車合同会社さんに運転再開に向けて大変御多忙の中、聞き取り調査及び現地確認に協力をいただきました。改めて感謝申し上げます。

今回の救助は、非常に的確であり、評価すべきものであります。しかし、もし持病のある方や高齢者、

そして乳幼児が乗車していた場合、状況はより深刻になり得ると考えます。事故当時ゴンドラの空調及び室内灯は停止しており、もしこれが1月や2月、今日なんかも大分寒いですけれども、であれば低体温症の危険、命の危機もあったかと想定できます。

また、落雷による停止は今後も発生し得るものであります。なぜなら観覧車は構造上、雷が予測されたかといってすぐに停止するものではなく、乗客の乗り込みを停止をしても、1周18分かかりますので、18分後にお客さんが全員地上に戻るということになりますので、つまり18分前の落雷の予想をしなければならないということになりますが、これは日本気象協会にも確認しておりますが、18分前の落雷予想は極めて困難であると伺っております。

それでは前提に質問に移らせいたします。

観覧車停止から1時間後の18時38分、EXPO観覧車合同会社から特定行政庁への報告として、本市都市計画部開発審査室に、落雷により、観覧車が停止している。手動により乗客を降ろしているとの連絡がありました。この連絡は救助要請ではありませんでしたが、都市計画部としてどのように対応したのか、説明をお願いいたします。

21時07分の通報を受けて、現場に消防本部が到着した後、消防は事業者スタッフとどのように連携をして救助に当たったのか。また、観覧車事故を想定した事前のシミュレーションは実施していたのか、伺います。

さらに、救急手順の判断において、ゴンドラの位置と乗客数をドローンで確認をしたと伺っておりますが、ドローンはどの程度の高度まで運用可能なのか。また、夜間や降雨時に運用制限があるのか伺います。

吹田市には、メロード吹田をはじめ、高層建築物が複数存在しております。はしご車の最大到達高度は40メートルであり、オオサカホイールは120メートルです。高所救助体制が万全であるのか、併せてお伺いをいたします。

今回、ゴンドラ内に水、食料、トイレ、防寒具などの備えは一切なかったことが明らかになりました。観覧者は、一度事故が発生すると長時間閉じ込めが

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

避けられない構造的リスクがあります。事業者への安全管理指導の点検や、商業施設管理者との危機管理連携の強化が必要と考えますが、市としてどのように考えているのかお伺いします。

本市としても、様々な災害に備えるため、最新の技術や機材を調査し、導入する必要があると考えます。消防本部、危機管理室、そして都市計画部の連携体制についてお伺いをいたします。

それでは、北千里駅前開発の進捗状況についてお伺いをします。

北千里地区センターは、長年にわたり地域の商業生活拠点として機能してきましたが、老朽化の進行により、安全性や利便性の観点から再整備が不可欠な状況となっております。

しかし、市民の皆様からは、結局どうなってるのか、工事はいつ始まるのか、今、利用している店はどうなるのかといった声が多数寄せられております。

そこで本日は、市民の皆様に安心をしていただけるよう、現状と今後の見通しについて整理をして伺います。

本事業は、再開発準備組合の活動、環境影響評価提案書の提出と計画変更、意見交換会の開催など複数の段階を踏んで進められてきたと理解しております。

特に、2002年度の提案書の提出、その後の計画見直し、2025年5月に改めて提案書が提出され、6月には意見交換会が開催されたと承知をしております。本市として把握している主な経緯を市民の皆様に分かりやすく、簡潔な時系列で説明していただくようお願いします。

また、これまでの説明では、都市計画決定後に再開発組合を設立、権利変換を経て、2020年代後半から解体、建築工事が開始され、2030年代半ばにかけての完成を見込むというふうに伺っております。現段階で説明可能な限り、全体完成に関する本市の見込みを伺います。

最後に、計画変更やスケジュールの見直しが生じた場合、市民の皆様に迅速かつ分かりやすく伝えるため、どのような手段を検討しているのか。特に高齢者や子育て世帯など、情報収集に不利になりがち

な層への配慮について、併せて伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聰教育監 初めに学校教育部より御答弁申し上げます。

現行の通訳派遣制度につきましては、学校からの要請に応じて、その都度、通訳者の派遣をしているものの、派遣回数や通訳者の確保などに課題があり、児童・生徒のニーズに応じて十分に派遣できていないのが現状でございます。

次に、AI翻訳機につきましては、現在8台保有しております、日本語指導が必要な児童・生徒が多く在籍する学校に貸し出しておりますが、十分な台数ではなく、貸出しができていない学校もございます。

次に、無料翻訳アプリにつきましては、御質問のような課題を有していると認識しており、教育委員会といたしましては、日本語指導の補完策として、常時通訳が可能で、保護者の対応にも活用でき、教員の負担軽減につながるAI翻訳機の拡充を進めたいと考えております。

今後、このAI翻訳機の活用の幅を広げ、日本語指導が必要な児童・生徒及び保護者や指導に当たる教員の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 本市におきましても、外国にルーツのある児童・生徒の増加傾向に伴い、通訳派遣のみならず、日本語指導や国際理解教育のより一層の充実を図る必要があることを認識しております。

今後も、AI翻訳機等のデジタル機器を活用するなど、外国にルーツのある児童・生徒を含め、全ての児童・生徒の学ぶ機会の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画部に頂きました数点の御質問につきまして、まずはオオサカホイールの救助活動につきまして御答弁申し上げます。

国土交通省は、遊戯施設等で人身事故等が発生した際には、類似事故防止のため、再発防止対策の検討等を目的に、事業者は特定行政庁へ、特定行政庁

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

は国土交通省へ事故に関する情報を提供するよう通知されています。このことから、まずは、都市計画部に事故発生の報告があったものと認識しています。

その後の対応としましては、EXPO観覧車合同会社から遊戯施設事故情報の報告を受け、国土交通省へ情報提供いたしました。

また、特定行政庁である本市は、事故が発生した際には、事業者から報告を受けるほか、遊戯施設等での事故により緊急搬送された際には、各消防署から情報提供されることとなっています。今回の事故を受け、事業者はもとより、庁内関係部局と情報提供の内容や伝達方法、連携体制などを改めて確認してまいります。

続きまして、北千里駅前地区市街地再開発事業に関する御質問につきまして御答弁申し上げます。

初めに、主な経過としましては、平成28年度（2016年度）に再整備の基本的な方向性として北千里駅周辺活性化ビジョンを策定し、地権者との協議調整等を進めてまいりました。令和4年4月には、地権者による市街地再開発準備組合が設立され、7月には本市政策会議において、民間施行の市街地再開発事業として、都市計画決定の手続などを進めることが確認されました。10月には環境影響評価の手続を開始し、11月に提案書に係る意見交換会を実施しましたが、地域住民の皆様に混乱を与えることとなったため、地域住民の皆様と将来の北千里駅前について考えるために、令和5年10月から北千里駅前まちづくり意見交換会を計10回、開催してまいりました。

令和6年6月のまちづくり意見交換会では、準備組合が、まちづくり計画の概要（案）について説明するなど、意見交換会を重ねることにより、地域の理解が広がってきたことから、令和7年5月に、準備組合の計画案をベースに環境影響評価提案書を再提出、6月に提案書に係る意見交換会を開催し、8月に環境影響評価審査会に諮問、現在も継続して審議が行われているところです。

次に、事業完了までのスケジュールの見込みとしましては、都市計画決定など、市街地再開発事業における法定手続を経て、令和10年度に再開発組合が

工事着手し、令和19年度の事業完了を想定しています。

次に、市民の皆様への情報提供につきましては、迅速な発信が可能な市ホームページの活用や、全ての市民に届く媒体である市報への掲載など、引き続き丁寧に周知していくとともに、より多くの方々が情報を得られるよう、本市のみならず、再開発事業の施行者からの情報発信についても検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 消防長。

○山田武史消防長 続きまして、オオサカホイールの救助活動に関する数点の御質問につきまして、消防本部から御答弁申し上げます。

まず、消防と事業者スタッフとの連携した救助につきましては、現場の安全性や要救助者の情報を共有し、ゴンドラを動かすためのワイヤーの巻取り作業を共同で実施いたしました。また、事前シミュレーションにつきましては、竣工当時に非常装置などの取扱いや設定方法を確認しております。

次に、ドローンの運用につきましては、航空法などにより高度150メートルまでとなり、雨天飛行や夜間目視外飛行につきましても制限が設けられています。

ただし、今回の事案のような非常時には、特例措置と定められております法令適応範囲外での運用が可能となっております。

次に、高層建築物等の救助体制につきましては、建築基準法に基づく防火区画や消防法の規制によるスプリンクラー設備など、防災面の安全対策が講じられておりますが、消防本部といたしましては、これらの関係法令以外にも、建築物の規模や開発面積に応じて消防車両の進入路、活動空地、消防水利、避難経路、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の安全対策を指導し、高層建築物の救助活動が万全となるよう努めています。

また、観覧車のような高層の工作物も含めまして、災害現場の状況に応じた最善の救助活動が実施できるよう、引き続き関係する技術や知識の向上に努めています。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、安全管理、危機管理体制につきましては、救出作業に時間要するような施設の場合、人命救助の観点からも事前の協議や訓練による対策の強化は非常に重要と考えており、事業者に対し、現場検証及び非常時対応マニュアルの充実などの申入れを行い、安全管理体制の支援に努めてまいります。

また、複雑多様化する災害に迅速かつ安全に対応できるよう、常に最新の救助技術や資器材等の知見を広め、その導入について研究してまいります。関係部局との連携につきましても、必要に応じ、所管に関係する事案に対して、引き続き情報提供をしてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 危機管理担当からも御答弁申し上げます。

まず、事業者や商業施設管理者との危機管理連携の強化につきましては、本件に限らず、不測の事態となるリスクシナリオを想定した備えの充実化について、情報共有を行っていく必要があると考えております。

次に、連携体制についてでございますが、最新の技術、資材につきましては、各部がそれぞれの専門性を生かしながら、検討や対応を行っていくものと考えますが、危機管理センター（EMC）における情報活動で必要となる技術、機材整備に関しましては、引き続き、各部とも連携しながら実効性のある機能の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 議長のお許しを頂きましたので、2回目の質問に代えまして、意見を少々述べたいと思います。

このオオサカホイールの救助の件につきましては、重ねてになりますけれども、消防本部の皆様の活躍というのは、本当にすばらしい活躍であったなどというふうに思っております。大変誇らしい気分でありますし、またSNSなんかでも大変称賛の声があふれておりました。

ただ一方で、私がいわゆる都市計画部の開発審査室のほうの特定行政庁への一報が、18時38分にあった。観覧者が停止してから1時間後にあったというところで、報道でもあったんですけども、吹田市は18時38分に知ってたんですねというようなことが書かれていたんです。私もそれを見て、これは何かなと思って、今回ちょっと確認させていただいたんですけども。確かに、これは特定行政庁に報告事項でありますから、リアルタイムに情報を伝えるんじゃなくて、事故が終わってから国土交通省の窓口として、うちの開発審査室に渡してくるのが通常のルートなんですけども。

だから、何の電話がかかってきたのかということなんです。ただ、そこで、また明日電話かけてきてくださいというような対応になってしまったというところが。正しいんですよ。それは決して間違いでないんですけども、もし観覧車が落雷で停止をして、人が取り残されるということが確認できれば、少し気が利いた対応ができれば、もしくは、危機管理の体制が全般的にもし行き渡っていれば、例えば危機管理室のほうに一報入る、危機管理監のほうに一報入るような、電話連絡なのか、何かLINEのようなグループウェアみたいなものかもしれませんけれども、何かそれで一報入っていれば、また違ったかなというふうに思ったので、今回ちょっと触れさせていただきました。

といいますのも、消防に連絡が入ったのが、21時7分に消防本部が救助要請を受けてます。消防本部からは危機管理室のほうに情報共有をしているんです。それは、つまりそういうルートというのか、そういう体制、共有する体制が組まれていたからであって、今後もエレベーターが止まったりだつたりとか、何か事故が起きたときに、それは危機管理室が担当するのか、副市長が担当されるのか分かりませんけれども、何か事故があったときに、どこかが一元的に確認ができるような体制というのを、もう一度見直しをしていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、危機管理監の御答弁もありましたので、そういうところをもう一度見直しといいますか、

再確認をしていただければなというふうに思いました、今回は質問をさせていただきました。

教育現場におけるその外国にルーツを持つ問題の話なんですが、今回はあんまり盛り込むと時間がなくなるので盛り込まない、次の議会質問で触れさせていただきたいんですけども。

とある小学校の校長先生の話聞きましたら、日本にルーツがある子供が、ふだんは海外で勉強をしているんです。海外もいろいろありますけど、大体海外って夏休み長いじゃないですか。夏休みが長いので、日本にルーツがあるから、例えばおばあちゃんの実家、お母さんの実家に日本に帰ってきて、7月の1か月間だけ学校に通わせてくれというケースがあるそうなんです。

以前はそんなに多くなかったんですが、今はやっぱりいわゆる国際化が進んでいて非常に多いというんです。その場合は、受け入れざるを得ないというふうに伺いました。日本にルーツはありながら、日本語が少し話せる子もいれば、日本にルーツがあつて日本語が話せない子もいるということなんです。その受け入れがやっぱり大変だというので、そんな件数あるんですかと聞きましたら、その小学校は、今年に入って11件あったというふうにおっしゃっておりましたので、次の議会で少し今回の外国にルーツを持つ子供の対応と併せてもう一度確認はさせていただきたいと思いますが、日本語が十分話せない子供のための教育環境をしっかりとつくっていくということも、すごく大事です。日本語が全く理解できなければ、コミュニティがばらばらになってしましますから。これは、やっぱりちゃんと勉強してもらわなきゃならない。その体制を整えるのも大事ですし、一方で、大事なのは、今回の質問でも触れたけれども、担任の先生が日本語が十分話せない児童・生徒が一人転校してきたことによって、そこにななりやっぱり労力を取られるわけなんです。担任の先生は1年間トータルで30人の学級をどういうふうにマネジメントしていくかということを考えた中で急にそういう子供が来たときに、やっぱりそこに労力を取られてしまうと、ほかの子供たちの学ぶ環境に影響を及ぼす。そのリスクが非常に高いという

ふうに私は申し上げているんです。

ですから、ここはぜひ働き方改革等も含めまして、学校の先生には、私よく言うんですけど、職業に規制はありませんけれども、やっぱり学校の先生にはゆとりのある形でいろいろ子供たちに教育を与えてあげてほしいと思っています。

私、好きな言葉じゃないんですけども、親ガチャが外れたら、人生無理ゲーやと言うんです。一方で、親ガチャに当たれば、もう楽勝だって言うんです。そんなこと、今の若い人は当然のように、今、言ってます。確かに、それは全くないかというと、それはやっぱり多少あるかもしれない。でも、それをしっかり補って本人のやっぱり努力であつたりとか、本人の頑張りで人生切り開いていくためには、学校教育は、もう絶対必要なんです。

みんなにひとしく能力のある子供たち、そしてやる気のある子供たちがしっかり確かな環境で学んでいける、そういう環境を吹田市でつくっていくためにも、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○村口久美子副議長 定刻がまいりましても、しばらく会議を続行いたします。

○村口久美子副議長 議事の都合上、しばらく休憩いたします。

(午後2時36分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 自民党吹田・無所属の会の有澤由真でございます。通告にあります食については、取り下げさせていただきます。

それでは、個人質問に移ります。

まず、人権問題について。

令和7年10月21日に、高市早苗氏が憲政史上初の女性首相として就任し、高市内閣が発足しました。その2日後の23日には総理官邸にて拉致被害者御家族等と面会し、28日には米国の大統領トランプと拉

致被害者の家族との面会が実現しました。

また、11月3日に開催されました北朝鮮による拉致被害者救出を求める国民大集会では、北朝鮮に対し、日朝首脳会談の開催意向を伝えたと明言されておりました。そして高市総理は、何としても私の代で突破口を開きたい。その思いでいっぱいだと明言されております。

高市政権が発足してからこの約1か月で、ここ数年まれに見る変化、そして流れが明らかに変わってきているのではないかと心強く感じております。北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害問題だけでなく、我が国の国家主権に関わる問題だと思います。この問題を風化させず、そして政府が取り組むだけでなく、あらゆる世代の国民、市民が自らの問題として認識し、一日も早く被害者を取り戻すという強い意志を持つことが大切でございます。私も、地方自治体の議員として、そしてまた一国民、一市民として、この問題を自分事として捉え、必ず取り戻すんだと、そういう強い意志を持って取り組んでまいりたいと思っております。

本市においては、市民部人権政策室の下、拉致被害者問題の啓発活動を積極的に実施してくださっています。例年どおり今年も12月4日から10日の人権週間にちなんで北朝鮮による拉致問題をテーマにパネル展を実施とのことを伺っています。

また、昨年の11月定例会の私の議会質問で若年層への啓発について質問させていただきましたが、その後すぐに、当時の市民部長の御指示の下、メイシアターのすいたあとにてブルーライトアップ、そしてアニメ「めぐみ」を上映をしてくださいました。すぐに行く動に移してくださり、大変有難く感謝の気持ちでいっぱいになりました。ありがとうございました。

今年も同様の取組を考えているのでしょうか。昨年実施した経験を踏まえての改善点や工夫すべき点がありましたらお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 拉致問題につきましては、若年層をはじめ、様々な世代に対して継続的に啓発を行

う必要があると考えております。

昨年度、すいたあとで実施した啓発につきましては、効果が限定的でありましたので、今年度は、例年実施しておりますパネル展のほか、政府と大阪府、本市との共催で来年の1月27日に啓発舞台劇を開催いたします。当日は、会場であるメイシアターの看板にブルーライトアップを実施する予定です。

また、市内の大学を訪問してこの舞台劇を案内する際には、大学の協力の下、授業の冒頭で拉致問題の啓発も行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 先ほどの部長からの御答弁にもありましたけれども、1月27日に横田めぐみさんを題材にした劇をメイシアターハールにて上演予定になっております。11月17日から参加者の募集開始をしていますが、現状、募集状況はいかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 啓発舞台劇の申込み状況につきましては、12月2日時点では350名となっております。現在、市内の団体や大学等に対する周知のほか、大阪府と連携しながら各方面への周知を行っているところです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 若年層への啓発の観点から、市内教育機関等への呼びかけはしているのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 教育機関等に対しましては、先ほど申し上げた大学への直接訪問による周知のほか、校長指導連絡会や大学連携推進協議会を通じ、あるいは大阪府と連携し、市内の公立及び私立の中学校、高校、大学にも呼びかけを行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 本市に所在する学校の教育者が、児童・生徒の中には、朝鮮にルーツを持つ子があるので、北朝鮮による拉致被害者問題については、慎重に取り扱っているというような趣旨の話を仄聞しております。私は直接聞いていないので、どのような背景があって、そのような趣旨の発言をされたか分かりませんけれども、正直、誤解を招く発言だなと思っております。

児童・生徒のルーツと拉致問題は全く関係のことです、それとこれとは別だと私は思っています。聞くところによると、違った意味で発言されたというふうに聞いておりますけれども、それについても誤解を招くような発言はしていただいたら困るのではないか。誤ったメッセージの発信になりますから、それを申し上げておきます。次です。

市内小・中学校では、国、府からの通知に基づき、北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進をしていると昨年答弁がございました。

また、拉致問題を風化させないために、まず教職員がその課題を十分に理解した上で、組織的、計画的に取組を進めることができが肝要であり、引き続き小・中学校における人権教育の一環として取り扱うよう働きかけていくこと、そしてこれまで拉致問題について触れる機会の少なかった児童・生徒に対して、一人一人が自分事として捉えられるよう、取組の充実に努めてまいります。との答弁がありましたが、その後、何か取り組んだことがあればをお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 市内小・中学校に対する拉致問題の啓発につきましては、引き続き、啓発文書の発出や校長・教頭指導連絡会にて、拉致問題に関する映像作品等の活用促進を行うとともに、各校の人権教育担当者を対象とした研修におきまして、アニメ「めぐみ」の視聴を行い、担当者が拉致問題について十分理解した上で、小・中学校における人権問題の一環として、組織的、計画的に取り扱うよう、働きかけを行いました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 人権教育担当の教職員の皆さんに向けて研修を実施していただいたとのこと、ありがとうございました。

先ほども申し上げましたけれども、どんな経緯があり、誤解を招くような発言をされたという教職員がおられたということで、教育委員会としてでも、本市の教育行政における実態把握について、引き続き御対応いただけたらと思います。誤った解釈や発言によって子供たちの教育の機会への不平等であったり、また機会の提供を奪ってしまったらいけませんので、またその辺もよろしくお願ひいたします。

次に、防犯対策について質問させていただきます。

国が提示しているデータを見ますと、特殊詐欺被害は令和7年9月末時点での認知件数2万57件、被害額965億円でした。その中で偽警察詐欺は、被害額661億円、特殊詐欺全体の68%とのことです。

本市においては、令和5年度に街頭での啓発活動や市内全域のATMでの啓発警戒呼びかけを実施したり、ガンバ大阪チアダンスチームがスペシャルサポートに任命されるなど、様々な取組を実施しています。

しかし、大阪府警の特殊詐欺認知件数、令和7年度の10月末の速報値では、136件と毎月平均十数件の被害が起きているということで、少なくないと思っております。実際、先月、私のところにも長野県警を名のる詐欺師から連絡がございまして、詐欺だと分かっていながらも巧妙な話術や私の個人情報がどこからか流出していたのでしょうか、大体を把握していましたので、一瞬驚きました。

特殊詐欺の連絡があった後、吹田警察署に相談に行きましたら、その日だけで10件ほど相談があったということでした。詐欺の手口、スキル等も巧妙になってきていると同時に、すぐ身近に危険が潜んでおります。

本市が現在取り組んでいる特殊詐欺被害防止策についてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 特殊詐欺被害への対策といたしましては、予兆電話、いわゆるアポ電に接しないこ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

とが最も効果的であり、令和5年度（2023年度）から、防犯機能付電話機等購入補助事業を実施しております。

また、セミナーや地域派遣講座において、最新の特殊詐欺の手口や実際にあった犯罪事例を紹介することにより、被害防止の啓発を行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 また、吹田警察署や各機関との連携状況についてもお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 吹田警察署や各機関との連携状況につきましては、令和7年（2025年）2月5日に協定を締結いたしました吹田警察署とコンビニエンスストアと三位一体となって犯罪防止に取り組む安心安全の都市づくりスポットの運用を開始いたしました。

また、吹田警察署や庁内関係所管を構成員として、犯罪を未然に防止するため、必要な対策を推進することを目的に、年2回吹田市特殊詐欺等被害防止対策連絡会議を実施しており、互いの情報を共有しながら、協力して被害防止に取り組んでおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 本市が把握している特殊詐欺被害の課題についてもお聞かせいただけたらと思います。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○大山達也市民部長 最近の特殊詐欺被害の状況としましては、詐欺の手口が巧妙かつ多様化しております、高齢者だけでなく若年層をターゲットとした詐欺も増加しております。

こうした状況の中、市民一人一人に被害防止の啓発が浸透するまでにやはり時間を要するということが課題の一つであると認識しております。

特殊詐欺被害等の防止につきましては、セミナー等で啓発を行っておりますが、引き続き、様々な機会を有効に活用し、課題解決に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 御答弁にありましたように、本当に詐欺の手口が巧妙化してきているなと思っております。まさか自分が被害に遭うなんてと思われる方も多いと思います。

本市では、防犯機能付電話機の購入等の補助事業をやっておられるんですけれども、ある一定の効果はあったとしても、やはりそれでは防ぎ切れないのかなと思っております。当局の皆さん、日々いろんなことを考えていただいている思うんですが、引き続き市民の皆さんのがんばりをよくに向けて頑張っていただきたいなということと、あと、私、先日、吹田警察署の方と意見交換をしたんですけども、吹田市とともにいろんな分野において連携していきたいとおしゃっておりましたので、また引き続き、ヒアリング等も含めてよろしくお願ひいたします。

次に、児童部関連についてに移ります。

保育人材確保の取組については、今年6月にマイシスター、保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の就職フェアが開催されました。また、保育人材の確保及び定着率向上のため、市内の民間保育所等で勤務する常勤の保育士さんへの給付金（吹田市保育士サポート給付金）や、保育士宿舎借上げ支援事業、そして保育士・保育所支援センターで市内の認可保育所、認定こども園等の保育関連事業所で働きたい方と人材を求める保育事業者のマッチングを支援するなどがございます。

保育人材確保に向けて、本市がさらに取り組むべきことや課題についての分析がありましたら、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本市では、保育士配置に係る市単独による助成事業など、これまで様々な対策を講じてきたところですが、さらなる取組として、民間保育事業者と協働し、保育の魅力ややりがいのほか、保育の労働条件に関するネガティブなイメージを払拭するため、積極的な発信に努めるなど、引き続き多角的な支援の検討を進めてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 10月に児童福祉法上に創設された地域限定保育士制度について、こども家庭庁は、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県の6府県が認定を受け、試験の実施が可能になったと発表しました。来年度中に試験を実施する予定で、保育人材の確保を加速させることですが、今後、本市でどのように取り組んでいくのか、今後の展開についてもお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 地域限定保育士制度につきましては、大阪府では今般の法改正以前から導入されており、本市を含み、府内の人材確保に関して有用な取組であると認識しております。

引き続き、資格取得を希望される方への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 以前、児童関連の職業の方とお話をする機会がございました。その方は、地域ごとに保育士を支援する施策に取り組んでいきたいとおっしゃっておられました。

例えば、吹田市内の飲食店等で保育士さんが利用する場合、サービスをするなど。他の自治体ではこのような取組をしておらず吹田が日本一保育士に優しいまちになればと期待を込めてお話をされていました。吹田市内の飲食店と連携すれば、地元商業の発展にもつながり、様々な側面においてメリットがあると思うので、こちらも各部局横断して考えていただけたらと思います。

ただ、これは保育士さんに限らず、介護職、看護師さん、教職員など人材が不足していると懸念されている職業の皆さんに適用してもらえたらしいんじやないかなと思っております。さきの9月定例会で同僚議員も発言されておられましたが、いわゆるエッセンシャルワーカー等への人材確保の観点からも、

支援策のさらなる検討をよろしくお願ひいたします。

発達支援保育制度の継続についての要望書が提出されており、令和8年度から保育園での新規募集は行わないことで、保護者が就労をしていない場合でも、従来なら制度支援によって保育園に通えた子供の通園が難しくなる、支援が届かなくなることで、子供たちの集団生活、社会性の経験を積む機会を失うなどの懸念事項について書かれていました。

なぜ、発達支援保育制度を継続しないのか、理由や背景等についてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 近年、本市の教育・保育施設においては、発達に課題のある児童が増加し続けており、民間の保育事業関係者からは、児童の発達の見立てや保育の手立てなどの助言機会の充実、臨機応変な加配配置を望む声を多く受けております。

一方で、公立の保育所などでは、発達支援保育の利用児童が減少し続けていること、待機児対策としての入所枠の確保が必要なことなどから、現行制度を再編し、来年度より新たな発達支援保育制度の下で、より幅の広い支援へつながるよう、対策を進めているところです。

保護者の就労等の要件がなく、支援が必要な児童の保育所等での新規受入れは終了しますが、公立幼稚園、認定こども園での支援枠を新たに整備し、集団の中での育ち合う環境を幅広く確保し、子供の成長と発達を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 御答弁から、今回、内容を整理し、再編することによって、より広い支援につながるよう工夫されておられることが分かりました。

ただ、不安を感じておられる保護者がおられるということも現実ありますので、しっかりと御説明差し上げて寄り添っていただくようよろしくお願いいたします。

次に、ドッグランがあるまちづくりについて質問させていただきます。

以前の議会において公園におけるドッグランにつ

いて、主要な都市公園の魅力向上に向け、実現の可能性を探るための社会実験を実施した中でドッグランの設置に係る市民ニーズが高いことを認識した一方、設置については、公園の周辺状況や規模に影響されるため、個々の公園の実情に応じて慎重に検討を行う必要があり、様々な課題解決ができれば、設置は可能と考えているとの答弁がございましたが、その後いかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 公園におけるドッグランにつきましては、今年度、紫金山公園の社会実験の中では、これまで行ってこなかった無人での運営を11月5日から16日までの12日間にわたり、利用時間を設定して実施いたしました。

職員が現地で聞き取りを行う中では、常設を望む声、開放時間の延長を望む声、有料化によりマナー向上を求める声、ドッグランは不要との声など様々な御意見を頂きました。

また、ドッグランを利用時間外に利用したり、設備が燃やされたりするいたずら事案もあり、設置場所や運営方法については課題も出ております。引き続き設置についての検討を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 先日、岸和田市にあるペット同伴オーケーの体験型複合モール「ワタワン」を視察してきました。こちらは、民設民営の施設ではあります、参考にする点が幾つかございました。

例えば、屋外ドッグランだけでなく、いわゆる全天候型ドッグランとよばれる屋内ドッグランもありました。屋内ドッグランであれば、現在本市で考えておられるような課題の解決に一歩近づくのではないかと考えますが、御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 屋内ドッグランであれば、利用者満足度や近隣対策などの課題解決としては、大変有効なものだと思われます。

ただし、公園内での屋内ドッグランの場合、設置運営面について、イニシャルコストや事業の収益性、

建蔽率などの課題を解決していく必要があると考えられます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 イニシャルコストや事業の収益性など、いろんな課題があるんですけども、もし実施の可能性があるのであれば、本市において活用できるような場所などあるんでしょうか。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 都市公園における建築物は、法令に基づく建蔽率の制限が厳しく、また、広域からの利用者に対応するための駐車場も必要と思われるため、一定規模以上の公園面積を有することが望ましいと考えます。

今後も引き続き、どのような形式が最も実現可能であるか、検証を深めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 公園での屋内ドッグランについての御答弁を頂いたのかなと思うのですが、公園内に限らず市内に空いている敷地であったり、物件、施設等がありましたら、そういったところも活用するなど、市民のニーズに応じて工夫することもできるのかなと思いましたので。ただ、これは公園みどり室だけで解決できることではございませんので、関係部局、皆さん横のつながりで連携でやっていただけたらと思いますので、また御検討のほうよろしくお願ひいたします。

次に、音楽を活用したまちづくりについて。

音楽のまちとして有名なのは、静岡県浜松市だとされています。それは、ヤマハ、カワイなどの世界的な楽器メーカーがあることや浜松国際ピアノコンクールなどをはじめとする国際的な音楽イベントや施設等があるからだと言われています。

また、他の自治体においても音楽を活用した取組やヤマハが各自治体において自治体が抱える課題を音楽コンサルティング事業（おとまち）を行っており、各地で音楽を活用するまちづくりや、まちのP

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

R等が実施されております。

本市においては、今年3回目となるポラリス国際音楽祭が開催されたり、すいたティーンズクラシックフェスティバル、さつき音楽祭、そして年末の風物詩といつても過言ではないベートーベンの交響曲第9を吹田市民が奏でる吹田市民の「第九」2025藤岡幸夫指揮の関西フィルハーモニー管弦楽団スペシャルコンサートがあり、吹田市立第一中学校コーラス部や吹田市立高野台中学校の合唱部の生徒も参加すると仄聞しておりますが、非常に文化レベルの高いまちであるなと感じます。

また、本市には、多くの音楽家が活動しておられ、吹田各地で演奏会等をされています。

先日、まちきたリビングを中心に音楽活動をされている方たちとの御縁をいただきました。お話を聞くと、地元に少しでも音楽で還元したい、音楽の力でみんなを元気にしたいなどとおっしゃっておられ、非常に感銘を受けました。音楽があるまち吹田市のPRの第1歩としまして、例えば先日重要文化財に指定された太陽の塔の前で、吹田市出身の葉加瀬太郎氏with吹田市内で活動する音楽家や音楽家を目指す市内児童・生徒等が一緒に音楽を奏でるというようなイベントを実施してはと思いますが、いかがでしょうか。市長の御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

本市では、幼少期から文化・芸術に親しむことができるよう、ミュージカルやオペラなどで子供たちがプロの音楽家などと共に演する場を設けております。

また、市内小・中学校におきましては、吹田市ゆかりの音楽家による出張コンサートや吹奏楽部の指導を行うブラスクリニックなど、子供たちが音楽家と触れ合える取組も行っております。

今後も、子供たちが文化芸術を身近に感じられる機会の創出や将来のアーティスト育成の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 先ほど御質問に出していました指揮者の藤岡マエストロから、先日、吹田市の市民合唱団のレベルはすばらしい。本当にレベルが高くなつたと褒められたところです。これは一例ですけども、御質問のとおり吹田市の音楽愛好家の人数、レベルの高さ、また演奏等に触れる機会の多さは、市の特徴として誇るべきものと感じております。子供をはじめ、市民が本物の音楽に楽しむ場は、一方で音楽家の貴重な活動の場ともなります。

引き続き、そのような場への支援を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

(28番有澤議員登壇)

○28番 有澤由真議員 ありがとうございます。

また、音楽がもたらす脳や心、そして体への好影響や効果について様々な学術的研究がございます。

例えば、音楽を歌う効果については、口腔機能を高めるという効果があると言われています。気管支炎を防ぎ、肺の機能も鍛えること、そしてせき込みや喉の詰まりなどの解消によいと言われています。

また、音楽習慣で認知症のリスクが減少したり、楽器演奏が音感、言語能力（話す・読む）そういう力のアップにつながる脳の領域と関係していると研究結果もございます。全世代の吹田市民に向けて音楽を用いた施策を調査研究し、取り入れていただきたいと思います。

例えば、若年層に向けては発達段階に応じて本市の教育に取り入れるなど、かつて水泳に強い吹田の子供と言われてきましたが、昨今の異常気象が原因で遠泳等をしている学校が減少してきていると仄聞もしております。それであれば、楽器や音楽を用いた手法を教育の一環に取り入れて、音楽や楽器に強く、文化レベルの高い音楽のまち吹田の子供の育成に力を入れてほしいと思います。

また、不登校の子供たちが通うDRCのあるくの森では、心が豊かになるような音楽をかけて、子供たちの心のケアをしてあげてほしいと思います。また、医療現場でも音楽療法を取り入れてはと考えますので、市の御所見をぜひお聞かせいただけたらと

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

思います。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 初めに学校教育部より御答弁申し上げます。

本市におきましては、毎年、各小学校で音楽会を開催したり、市内の小学校が参加できる連合音楽会を開催したりするなど、長年にわたって音楽教育にも力を入れて取り組んでおり、日々の音楽の授業に加えて、それらの活動が音楽に対する豊かな情操を養い、仲間意識を育むなど、児童の成長に大きな影響を与えていているものと認識しております。

今後は、それらの音楽活動による健康面での効果に関する先行研究にも注視し、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 健康医療部からも御答弁申し上げます。

音楽療法を取り入れた取組について、市から医療機関に働きかけることは困難ですが、今後、国など公的機関での音楽療法による取組の効果等を注視してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 市民と歩む議員の会、梶川です。質問を始めます。

まずは、小中一貫教育校と学校校舎建て替えについて。

今の吹田市では、公共施設の築年数が40年を過ぎたら老朽化している、建て替えが必要だとして着々と建て替え等を進めておられます、学校の校舎については千里北小学校を除いてほか全ての小・中学校に築年数が40年以上の校舎があるのに、建て替えをせずに間に合わせ的な修繕等しかしていない。その差というか、市の対応の違いをどう受け止めれば

よいのか、市としての考え方や見解を聞かせてください。

○矢野伸一郎議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 公共施設のうち、一般建築物の建て替えに当たりましては、令和2年度（2020年度）に策定いたしました吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画の考え方の下、老朽化、必要な機能、規模などに課題がある施設について、周辺施設との複合化を図りながら取り組んでおります。

一般建築物のうち、学校施設におきましては、本計画策定以前の平成28年度から校舎や体育館の大規模修繕を計画的に10年間かけて実施しており、日常点検や各種法定点検等を通して、非構造部材や設備機器等を含めた適切な劣化対策を行いながら、長寿命化を図っております。

今後、学校施設を中心とした複合化の考え方の下、建て替えに向け、関係部署と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 毎年、長寿命化する、80年もたせるとして、大規模修繕もしてはりますけど、既に築後80年を超えている校舎もありますし、築後60年や半世紀を超えている校舎が随分あることは、今ここで私が言わずもがなと思いますので、今後どうするつもりなのかお聞かせください。財源確保も併せての答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校施設に関しましては、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画に基づき、適切に施設の維持管理を行い、安全を確保しながら建て替えに向け、関係部局と連携し検討を進めしていく必要があると考えております。

また、学校施設を建て替える際には、多額の費用が必要になることは認識しております、国庫補助金や市債等の特定財源を確保し、一般財源への負担を軽減する必要があると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 建て替えを契機にして、小中一貫校にされているというほかの自治体の事例もありますので、本市としても前向きに研究検討、実施されるべきと考えますが、いかがですか。見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 小中一貫型小・中学校及び義務教育学校の設置につきましては、本市の児童・生徒の学習活動がより充実するよう、今後、校舎の建て替え時期等に注視しながら、他の自治体の事例等を総合的に踏まえ、9年間を通した教育課程の編成による指導の一貫性や小・中学校教員の協働、円滑な進学・進級の促進といった効果、また、校区の拡大による通学時間の増加といった課題等について整理し、研究してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 いずれの日いか、建て替えるときには、問題点や課題のクリア、エレベーター設置や給食も自校調理が必須条件でしょうし、このところ頻繁に留守家庭児童育成室が足りないと間に合わせ的な整備も繰り返しておられますが、将来に向けての余裕とゆとりある整備、複合化や高層化も視野に入れ、市民の皆様、とりわけ地域の皆様の御理解を求めながら、できるとこから進めていくべきではないでしょうか。見解を求める

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 これまで、教室不足に対応するための増築など、学校施設における様々な課題につきましては、その都度、吹田市公共施設最適化推進委員会において、事業の方向性を確認し、解消を図っているところでございます。

現在、建て替えを予定している学校はございませんが、今後、建て替えを行う際には、議員御指摘のとおり、児童・生徒数の推計や他の施設との複合化など、様々な要素を考慮し、施設が抱える課題が解消できるよう、総合的に判断する必要があると考え

ております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 先ほど来の御答弁を聞いていて、分かっちゃいるけど、まだ何もしてない、まずは、の第一歩も踏み出せていないというのが明白だと思います。

さきの決算委員会でも申し述べてますが、既に遅かりします。悠長なことを言っている余裕はありません。まずは、学校校舎建て替えのための基金を創設してお金をためる、前向きに取り組んでいる本気度や進捗度合いが分かるよう公表もして、市民の皆様に御協力を求めるこも考えてみてください。

次に、給食センターについて伺います。

給食は、自校調理がベストだということはよく分かっておられるでしょう。かつての吹田市がセンター方式をやめて自校調理にした、そのときはリスク分散ほか、そもそもの観点から給食センターを廃止して、全小学校給食を自校調理にした。その吹田市が、今またしても給食センターを造ろう、しかも民間任せにして、というのは本末転倒というか、過去に遡り歴史を覆そうとしておられるようにも見受けられますが、昔は小学校給食だけだったから自校調理にした、今度は中学校給食だからセンター方式でええんや的な理屈は通りません。給食は、自校調理がベストです。

さきに申し述べた学校の校舎の建て替えとも併せて、できるとこからベストを目指す。将来は、小・中学校ともに全校自校調理にする、それまでの過渡期の間だけは、センター方式でということなのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 中学校全員給食に向けて、開始時期やコスト面、人材確保の課題などを検討した結果、比較的早期に全校で安定的に運営できる方式として、センター方式を採用いたしました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 暫定的な対策だというのであれば理解できますが、場所とやり方と進め方にはいまだに理解も納得もできません。

むしろ、懸念していたとおりの摂津市との対立のようなことも起こっています。この解決もできたのでしょうか、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

健都イノベーションパークを候補地として選んだ理由としまして、まず、当該地が準工業地域にあり、令和3年度（2021年度）に、給食提供機能のみならず、健康・医療に関する研究機能等を備えた複合施設の整備・運用を目指すため、摂津市と共同実施の検討について合意したためございます。

その後、令和4年度（2022年度）に摂津市との共同実施については断念いたしましたが、当該地を本市が所有していること、調理後2時間以内の喫食が可能であること、国立循環器病研究センターや医薬基盤・健康栄養研究所などと連携して生活習慣病予防の基礎づくりにつながる食育の推進にも取り組むことなどから、引き続き健都イノベーションパークでの実施に向けて準備を進めているものでございます。

なお、臭気や騒音、交通量など環境面への影響につきましては、事業者とともに最大限の対策を講じてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 続きまして、健康医療部から御答弁申し上げます。

第2アライアンス棟（第Ⅰ期）整備・運営事業につきましては、摂津市より事業の見直しの要請を受けたほか、摂津市議会において事業の白紙撤回を求める請願が議決されたことから、関係機関への事業趣旨等の丁寧な説明に努めているところです。

なお、本年10月31日開催の健都クラスター推進協議会において、関係機関に対し、本事業の優先交渉権者及び提案内容の概要について報告いたしました。

今後、近隣の住民に対しましても、本年度内に優

先交渉権者とともに、事業に係る説明会を開催することを予定しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 最初は摂津市さんと一緒にしましょうと言ってたけど、摂津市さんにふられたから、ほな、自分たちで勝手にやるわみたいな感じで、自分たちで勝手にこうしようと決めて、この事業の優先交渉権者を選ぶ事業者選定会議の委員も7人もがこの議場におられる部長さんたちと。お見事なぐらい、行政内部だけで決めておられるのですが、この件のみならず、このところの吹田市のいつものやり方、自分たちだけで決めて進める傲慢な本当にひどいやり方の癖がついちゃってるんでしょうか。

しかも、それを止めない。結果、認めちゃってる議会もいるというの、今の吹田市だと、つくづく情けなくて悲しいのですが、今回も優先交渉権者が決まったということだったので、てっきり議会に諮られると思って健康まちづくり室に確認したのですが、土地を売却することになってたら議会に諮るけど、定期借地だから議会には諮らないと。

要は、この件については、議会に議案として提案されることはないということなのですが、まさかとは思いますが、私たち議員、議会に対して、このまま説明すらもなく決定事項として推し進められてしまうのでしょうか。先ほどの御答弁では、近隣の住民の皆様に本年度内に優先交渉権者と共に事業に係る説明会を開催することを予定しているとのことでしたけど、長期間にわたる大事で大きな事業です。私たち議会、議員に対しても、きちんと説明していただきたいですし、各個々の会派の単位とかでお願いするのは面倒だと思いますので、議長、副議長と議運の正副委員長に、私たち議員、議会に対して、説明いただける場の設定をお取り計らいいただきたく、お願い申し上げておきます。

次に、子供食堂からみんな食堂への対象拡大について。

子供からお独り暮らしの高齢者、障がい者、ひきこもりや不登校、子育てに悩む親と子供、発達支援、

ほかなどなど、子供だけに限定しない、みんなが来れる食堂への助成や支援の対象拡大をする。大人と子供で、囲碁や将棋、オセロゲーム、漢字や英語の勉強、学習意欲の向上、英検や漢検の受検勉強にもつながればよいなと思いますが、話を聞いたり相談に乗ってあげたり、様々なことを教え合ったりなど、子供たちばかりではなく大人も集うことで、担い手にもなっていただけるなどなど、ほかにもそんなこんな集う人たちでできること、枠にはめた行政的な決まりや規則などにとらわれることなく実施できる、そんな汎用性の高い助成制度になればよいなと思うのですが、既に実施しておられる事例もありますので、市としても前向きに推進、拡充すべきではないでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 先ほどの議長への要望につきましては、聞き置いておきます。

児童部長。

○道場久明児童部長 市内の各子供食堂では、子供たちが安心して過ごせる居場所として、食事の提供のほか、学習支援や地域住民との交流を図るなど、様々な取組を実施しております。

子供食堂が高齢者や障がい者を含む地域住民の方々と交流、共生することで、子供の居場所として地域や社会とのつながりを持ちながら互いに成長できる学習の場にもなるよう、市としても、関連部局と連携しながら事例の共有等、横断的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 例えばなんんですけど、食材集めとか企業への協力依頼とかは、都市魅力部さんとか、学習支援の教材とかは教育委員会とかからとか、などなど、ほかにも全庁挙げて協力連携してくださるようにお願いをしておきます。

それと、運営費補助の申請が、決まりとか何かそんなのが多くて複雑やから、手続の簡素化も併せ、実効性ある汎用性の高い事業となるよう、交付要領の見直しを早急に行っていただきたいと思います。お願いしとります。

次に、英検や漢検の受検等の支援について。

英語検定の受検の推進については、決算委員会でも述べておりますので、重複を避け再度の繰り返しませんけど、高槻市では、目標に向けて学習する経験を通して、児童・生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図るため、三つの中学校区で漢字検定に取り組みますと。高槻市長自らが令和6年度の施政方針で述べておられたんですが、漢字検定を受検することにより、不登校児童・生徒が減少したという効果もあったとお聞きしております。

学習のつまずきから不登校になる可能性のある児童の個別の手立てとしても有効であったとのことで、受検料の補助も行っておられますと、この高槻市だけではなく、東大阪市は、小・中学校の児童・生徒全員に漢字検定だけではなく、英語検定の受検料も全額補助をしておられます。

本市としても、漢検受検、英検受検という目標が登校することや学習することの意欲向上につながればよいなと思いますので、受検料補助も併せ取組を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。前向きな答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 各種検定の受検につきましては、学習意欲の向上や基礎学力の定着の観点からも、一定の意義があるものと認識しております。

一方で、各種検定は任意のものであり、受検する級によって検定料にも差がございます。加えて、特定の民間検定に公費を投入することにつきましては、慎重な判断が求められると考えます。

本市といたしましては、他市の取組を参考にしながら、児童・生徒の登校意欲や学習意欲向上につながる方策について、研究してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 もうちょっと前向きな答弁頂きたかったんですが。まずは、児童・生徒の個々の事情や特性なども見ながら、児童・生徒の求めや必要に応じて取り組まれることを強く求めておきます。

次に、労務費の適正化や適切な価格転嫁並びに下

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

請法等の法改正に伴う本市の対応について伺います。

近年、労務費や原材料費、エネルギーコスト等の急激な上昇が続いている、物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない。中小企業が賃上げの原資を確保するために適切な価格転嫁が必要だとして、取引の公平化と価格転嫁の促進を目指して、国は令和5年11月29月に内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針が策定されました。

また、今年の6月26日には、総務省自治行政局から、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けたさらなる取組についての通知がなされています。

さらに下請代金支払遅延等防止法、通称下請法と、下請中小企業振興法、通称下請振興法の一部を改正する法律が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布され、この法改正により下請法は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律と、長ったらしいんですが、略称は中小受託取引適正化法、そして通称は取適法となり、下請振興法は受託中小企業振興法と名称が改められ、両方の法律ともに年明けの令和8年1月1日から施行されますが、これらの指針や通知、法改正の内容などについて、今ここで細かく申し述べるには私に与えられた質問の持ち時間内では到底足りませんので、ここでは共通している課題のみを端的に申し上げますと、労働者に適切な賃金が払われているのか。原材料や人件費の上昇によるコスト増が価格に反映できているのかといった、大きなところではこの2点なのですが、同様の懸念については、さきの9月定例会の本会議や委員会でも御指摘申し上げ、是正と改善を求めており、その後の進捗についてお聞かせください。

また、今議会に数多く提案されている指定管理者の指定についての議案の中身に、是正や改善点が反映されているのかも併せての答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは総務部から御答弁申し上げます。

9月定例会の本会議や委員会での質疑を踏まえま

して、本年10月に、委託業務の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、最低賃金額の遵守及び改定を勘案し、業務内容に応じた支払いへの配慮を含め、適正な価格での発注に配慮すること、また、複数年にわたる業務委託の契約については、人件費や物価の急騰など、契約締結時に事業者が見込むことが困難な事象が生じる場合もあることから、事業者と協議の上、契約金額の変更も含め、適切に対応するよう、契約検査室から各室課に通知を行ったところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 続きまして行政経営部から御答弁申し上げます。

各施設の指定管理料につきましては、業務内容等に応じて、将来の経費の上昇等も一定見込んだ積算を基本といたしております。

今回、御提案の指定管理者指定に係る議案の対象経費につきましても、各部局における積算を経て、指定管理者候補者からの見積も踏まえ選定されたものと認識いたしております。

今後、法改正等に伴い本市ガイドラインの見直し等が必要となった場合には、対応を検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 なお、来年1月1日から施行される取適法には、一方的な代金の決定とかダンピングの禁止、手形払等の禁止、これにより現金受領までの期間が短縮できる。ほかにも適用となる事業者の適用対象の拡大や、違反行為に対応する面的執行なんかが強化される。

また、下請という言葉は今後は使わないといった用語の見直しなどもありますが、このように、国の指針や総務省の通知はもとより、法律まで改正されたのですから、本市としても、契約や受注に関する書類やマニュアルやガイドラインなどのチェックや見直しが必要と考えます。

事業者さんへの対応についても、これまでどおり

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

のようには行かないと思いますが、どのような対応や対処をしているのか、考えているのかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 今回の下請代金支払遅延等防止法、いわゆる下請法の主な改正内容が、適用対象の拡大、元請事業者の禁止行為の追加や下請などの用語が改められることから、市においては、契約検査室が所管するマニュアルやガイドラインなども必要に応じて改めることを考えております。

加えまして、事業者における法改正の趣旨の理解を促すため、改正内容の周知にも努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 行政は先に予算ありきやから、それに合わせろ的なことを言ったら一方的な代金決定にもなって、禁止事項に抵触するんじゃないかもと思いますので、気をつけくださるよう申し上げておきます。

次に、民間委託等の費用対効果と是非について。

本市では、着々と次々に民間委託等を進めておられます、民間委託等をしている、その分仕事が減っているはずやのに人件費が増加し続けている。その傾向が、さきの決算委員会でも如実に表れていますけど、昨年度の人件費増加の大きな原因は人事院勧告によるものであることはおおむね理解しておりますが、その人事院勧告分を差し引いてもなお人件費が増えていると見受けられますが、その辺りの検証、分析はされているんですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 職員人件費の増加状況についてでございますが、お尋ねの決算ベースですと、人事院勧告対応の影響額を除外した比較が困難とのことでございますので、予算ベースで申し上げます。

令和6年度の予算額の前年度からの増加額から、人事院勧告に基づく給与改定の影響額、これを除きますと、約13億円でございます。そのほとんどが、定年の段階的延長の影響による退職手当増加及び会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給開始による

ものでございます。

こうしたことから、昨年度の人件費の伸びは、給与改定を含めまして、おおむね人事または給与制度に起因するものと分析しているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 人件費や物価の上昇と併せて、企業の利益追求などを併せ見たら、民間委託しているほうが、費用がかさんでいる、高くついてるんじゃないかもと思います。今後もかさむんじゃないかもと思いますが、民間委託をして得た費用対効果について検証しておられるのですか、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 定型的な業務や民間事業者の専門性を活用できるような業務につきましては、民間委託等を行うことで、新たな行政課題への対応も含め、市の職員が直接担うべき業務に注力できる体制の構築を目指しているところでございます。

民間委託等に係る費用対効果に特化した網羅的な検証は実施はいたしておりませんが、各部局におきまして、指定管理者制度におけるモニタリング評価や毎年度実施している行政評価など、機を捉えて各事業の実施状況の検証を行っているものと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 昔から、餅は餅屋でと言いますが、何事もその分野の専門家に任せるのが一番よいというのは当然のことであり、行政サービスの専門家は、市の職員の皆さんだということは言うまでもないでしょう。

いま一度、原点回帰して、民間委託等の是非について考えるべきではないですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 人口減少に伴い、働き手が不足しつつある中、民間事業者等の専門性やノウハウの活用、創意工夫の発揮効果が高いと見込まれるような業務につきましては、民間委託等を進め、将来にわたり安定した市民サービスが提供できるよ

う努めているところでございます。

今後とも適切な委託料の精査には努めつつ、民間委託等を含めた持続可能な行政運営体制を目指してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 本市では、たくさんの指定管理やPFI、民間委託と、これらの民間委託等の全部があかんと言っているのではなく、向き不向きがある、餅は餅屋さんにお任せするのがよい。

国保や介護の窓口に加えて、今週の月曜から市民課の窓口の民間委託も始まってますけど、これらの市民と直面する仕事の餅屋さんは市の職員さんたちだと再度申し上げ、是正と改善を強く求めておきます。

次に、吹田市開発ビル株式会社の経営状況等について質問します。

遡ることですけど、私が市議になりたての頃、もう25年以上前になりますが、その頃からこの吹田市開発ビル株式会社はいずれは清算して解散する会社だと先輩議員やこの会社の社長を歴任されていた人からも聞かされていました。

吹田市土地開発公社でしたかを清算して解散したときも、次は開発ビルも解散せなかんなといった先輩たちの話を聞いていたこともよく覚えています。それがまだいつまで存続するのかなと思っているのですが、この開発ビルの経営状況等については、毎年この11月定例会で報告のみ。議案ではないため、委員会付託もされず、突き詰めた確認などができない。資料は提出されてはいますが、説明不足の感が否めない、丁寧さが欠けた資料であり、3年に一度の監査の対象にはなっているので、その監査結果報告書を読ませていただいていますが、それによると良好で安定した経営や財政運営をしているとは言えないことは明らかであり、このまま漫然と放任しておくことはできないと考えますが、市として今後どうするつもりなのか。そろそろ結論を出すべきとは思いますが、事業の計画を説明する書類には、借入金の返済終了後は、テナントへの敷金13億5,000万

円の返済及び将来のJR吹田駅前及びその周辺再整備に向けて、内部留保の確保に努めるともありますが、借入金や敷金の返済、内部留保の確保について、めどはついているんでしょうか、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 吹田市開発ビル株式会社の短期借入金は、6年後の令和13年（2031年）に完済する見込みとなっています。また、各テナントへの敷金を一部返済することにつきましては、協議が調っているとお聞きしています。

内部留保につきましては、借入金の返済完了後、各テナントへの敷金返済及び将来の吹田駅前及びその周辺整備のためとお聞きしておりますが、現時点において、それぞれの時期や内容などは未定とのことであり、同社におかれましては、引き続き財務体质の改善に努め、内部留保の確保に向け取り組まれるとお聞きしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 ほか、財政資料なんか見てても、本当に何か分からへんというか、結局きちんとした、成熟した、安定したものじゃないのでああいう形になってしまっているのかなと思うんですが、現在、常勤の取締役が二人、社員が8人、パートタイム3名、それに加えて、まだ数名の採用を目指すともありますけど、不動産の管理業務だけのこの会社でこれだけの人数、本当に必要なんでしょうかと思います。

また、この開発ビルと同業同種の業務を専門に行っている民間企業との比較検証をする必要があると思います。この会社の必要性や効率、今後の業績予測などの検証も必要だと思います。見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 吹田市開発ビル株式会社は、自社が所有する不動産の賃貸及び所有施設の管理、会社法に基づく様々な手続や会社運営に必要な経理等を行っています。

また、吹田さんくすの区分所有者として、団地管

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

理組合法人の事務局業務を受託しており、その主な内容は、会計業務、団地総会及び理事会の支援等とお聞きしております。

また、同法人での勉強会などにより、財産更新に向けた取組も進めておられます。

次に、同社の必要性につきましては、吹田さんくすの財産更新等について関係者の議論を深めるための取組を進められており、再整備などの検討に向けて果たす役割は、本市との連携も含め、重要と考えています。

次に、業績につきましては、これまで様々な業務改善に取り組まれ、継続して営業利益を計上しておられます。今後は施設や設備の経年劣化に伴う改修等に費用がかかることが見込まれていると伺っております。

最後に、民間企業との比較検証につきましては、同社は施設建築物の管理運営並びに関連する諸事業に参画し、商業の発展に貢献することを趣旨とする株式会社であることから、まずは類似企業を抽出するなど、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 サンクスやメロード、そしてその周辺、要は、この吹田の玄関口の将来のことを考えると、この会社が行っている業務こそ餅は餅屋さんの企業さんにお任せしたほうがよいと申し上げ、私の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 それでは個人質問をさせていただきます。

まず、不登校支援についてお尋ねします。

不登校児童・生徒がこの10年で3倍と急激に増加し、2024年度は全国で35万人に達しております。過去最高を更新しております。不登校支援は待ったなしとなっています。

本市における実態と支援の取組状況について、まざお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 本市における不登校児童・生徒数は、10年前の平成27年度（2015年度）の401人と比較しますと、令和6年度（2024年度）は957人で、約2.4倍になっており、その対策が喫緊の課題であると捉えていることから、第3期吹田市教育振興基本計画におきまして、誰一人取り残されない学びの保障の推進を重点課題として位置づけ、取組を進めています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 去る9月23日に総合教育会議が開催をされています。協議案件は、不登校児童・生徒の支援に係る取組についてとあります。議論の内容について御説明ください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 令和7年（2025年）9月23日に開催いたしました総合教育会議での不登校児童・生徒の支援に関する案件におきましては、公教育における不登校対策の現状と課題、あるいは各校の校内教育支援教室や教育支援センター（あるくの森）といった具体的な多様な学びの場での支援等について協議いたしました。

また、市内不登校児童・生徒数の増加を踏まえ、学校内外での多様な学びの場の強化や専門的人材の活用、保護者支援の充実など、包括的支援の重要性が確認されました。

さらに、不登校の低年齢化や背景にある要因の多様化を考慮し、教育行政の枠を超えた支援体制の必要性等についても議論されました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 市教育委員会が、これまで子供たちのために様々な支援の努力を重ねてこられたのは理解をするところです。これまでの蓄積をしっかりと生かしていただきたいと思いますが、残念ながら実態は改善をするどころか、拡大をしており、根本的な問題解決に至っていないのではないかというふうか。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

全国的に、今の学校が多くの中学生にとって明日も行きたいと思える学校になっていないのはなぜなのか。目の前の子供に対しての行き届いた支援は大切ですが、根本的な解決のためには、まさに今、子供たちが学校に求めているのはどういうことなのか、保護者の願いに寄り添うために何が必要なのか、学校はどうあるべきなのかを考えるときではないでしょうか。

教育委員会ではどのような議論がされているのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 先ほど御答弁申し上げました第3期教育振興基本計画を策定に当たり、不登校児童・生徒への個々のニーズに応じた支援を行うことと同様に、新たな不登校を生み出さないために、分かりやすい授業づくりや良好な人間関係の構築等に力点を置いた魅力ある学校づくりを推進することも肝要であるという認識に至っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 御承知のように、不登校は子供や保護者のせいではありません。不登校を怠けや弱さと捉えたり、親の問題だというのは誤りです。不登校は、社会全体の問題であります。子供には、何よりも生きる権利があります。学校は、憲法が保障する子供の学び成長する権利のためのもので、義務教育の義務とは、子供の教育への権利を保障するための国の義務であります。

学校に行きたくない子供に対して、今、行政に求められていることの一つは、行く、行かないにかかわらず、子供や保護者への温かい支援策であります。

もう一つは、学校が嫌いという子供が急増しているわけですから、子供が通いたくなるような学校にしていくことだと思います。

保護者への支援について、具体的にお聞きをしたいと思います。

1、安心できる情報提供と相談体制の充実、2、親子の要望に柔軟に対応し、出欠連絡や宿題などの負担をなくすこと、3、フリースクール費用の軽

減、交通費負担の軽減などの経済的支援、4、給食無償化とともに、昼食費補助、5、不登校の小・中学生がいる保護者の4人に一人が離職をしているとの調査があります。不登校は、介護休業（通算93日、賃金補償あり）の、この対象です。周知徹底し、より活用しやすい制度にすること、6、保護者が孤立せず支えあうことは、子供への理解を深め、当事者の声を行政や学校に届け、不登校支援の環境を充実させることになります。

以上、教育委員会の御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 不登校の子を持つ保護者への支援の重要性は認識しております、そのニーズの把握に努めているところでございます。

まずは、不登校支援に係る情報提供や相談体制の充実を図り、保護者同士のつながりを大切にしながら、孤立・孤独を感じることなく、一人一人の子供の成長に向き合えるよう、保護者支援を充実させてまいります。

なお、本年度には、市PTA協議会と共に、保護者同士のつながりづくりや不登校に関する情報提供を目的とした不登校フォーラムを開催いたしました。そして、教育、福祉、保育、医療など、行政の様々な専門性を生かし、児童・生徒の健やかな成長を地域全体で見守る包括的支援体制を構築することで、全ての子供たちの学びを保障し、社会的自立を支援してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 御答弁では、教育、福祉、保育、医療など、行政の様々な専門性を生かし、児童・生徒の健やかな成長を地域全体で見守る包括的支援体制を構築するとされました。方向性はいいと思うわけですが、多岐にわたる分野、施策に関わります。これは、教育委員会だけではできないわけですから、これまで以上に市長が率先して施策の充実を求めておきます。

次に、子供が安心して通いたくなるような学校についてお聞きをします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

不登校が急増する契機は、2020年度から始まった現学習指導要領による教育現場への過度な競争と管理の押しつけにあるとの指摘があります。

小学校4年生以上で毎日6時間授業となり、2年生さえ6時間授業の日があると聞きます。休み時間が削られたり、給食もゆっくり食べられない。トイレにもなかなかうまく行けない。楽しい行事が減られるなどになってしまっていいのでしょうか。子供を競争に追いやり、管理することで多くの子供の心が傷ついていないか。不登校急増の原因となった現学習指導要領の柔軟な弾力的な運用が必要ではないでしょうか。

明日も行きたいと思える学校はどうあるべきか、教育長の御所見をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 まず担当より御答弁申し上げます。

学習指導要領の趣旨につきましては、競争や管理を目的とするものではなく、児童・生徒一人一人の学びを保障することが基本であると認識しております。

不登校の増加につきましては、要因が多様であり、授業時数のみで説明できるものではございませんが、個別最適な学びの実現に向け、学校の実態に応じた柔軟な教育課程の取組や好事例を各校に情報提供するとともに、標準授業時数を大幅に上回ることがない教育課程の編成をすることに引き続き指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 不登校の増加の要因は、多岐にわたることが、本市も調査協力をした国調査でも明らかになっており、各校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら、児童・生徒の実態に応じた適切な教育課程の編成を行うよう指導しております。

今後も、教職員が余裕を持って児童・生徒に寄り添える時間を確保し、児童・生徒が安心して学校生活を送る環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 ぜひ、吹田市の子供たちであります。一人一人の状況に応じてしっかりと支援をしていただきたいと思います。

次に、12月市報に全国学力テストの結果を掲載をしています。テストの正答率を全国と大阪府と比較をしているわけです。数値結果だけを市民に知らせるにどのような意味があるのでしょうか。掲載そのものが無用の競争をあおり、とりわけ不登校の子供や保護者の心を傷つけることになっていないでしょうか。全ての学校と子供に負担を強いる全国学力テストは中止すべきです。御答弁お願いします。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聰教育監 全国学力・学習状況調査の結果につきましては、市報の紙面の関係から、限られた情報しか記載できませんでしたが、教育施策の成果や課題などの詳細は本市ホームページにおいて掲載しております。今後も、より丁寧な情報提供を行ってまいります。

全国学力・学習状況調査につきましては、文部科学省による悉皆調査であり、指導、改善に生かすなどの調査の目的に則し、引き続き、参加してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 意見ですが、過度な競争がもたらした子供たちへの悪影響について、今、全国でも警鐘が鳴らされています。全国学力テストの結果についての市報掲載は限られた情報であること。数字だけが評価をされていること。その点でも問題の多い学力テストは中止すべきと重ねて要望しておきます。

次に、市民スポーツの振興についてお尋ねします。スポーツを楽しみたいけど、時間もお金もない。長時間労働と物価高騰が続き、市民がスポーツに親しむ環境は年々悪化しているのではないでしょうか。スポーツ基本法では、スポーツは人々の権利とうたっています。スポーツは健康増進や人との交流、豊かな人間性を育み、子供たちの成長にも寄与しています。だれもが健康で文化的な生活を営む権利があ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

り、そのための条件を整えることは、国や地方自治体の重要な責務です。

スポーツ庁のスポーツ実施率（週1回以上の割合）、この調査では、全体で約50%、20代から50代となると5ポイント下回っているとのことです。

笛川スポーツ財団が調査した海外のスポーツ実施率はスウェーデン69%、オーストラリア81%、フランス82%、デンマーク95%などとなっています。この違いはなぜなのか。これらの国に共通するのは労働時間が日本より年間300時間も短く、ゆとりある自由な時間があることにあります。働く時間の短縮がスポーツ環境を豊かにすることにつながるのではないかでしょうか。

質問いたしますが、昨年に策定された吹田市スポーツ推進計画と吹田市スポーツ施設整備方針があります。推進計画と施設整備方針は一体のものであります。

基本理念として、1、誰もがいつでも楽しみながら身近にスポーツと関わることができ。二つ目に、誰もが自分に合ったスポーツとの関わり方を見つける。こういうことであります。

施設利用者アンケートのスポーツ施設満足度において、アクセスのしやすさで80%となっており、これは、吹田市のスポーツ施策の優位性を示していると思います。また、数値目標として、週1回以上スポーツを実施する市民の割合を2033年には現状で約65%を70%とされています。スポーツ庁の調査結果から見て高い目標で、それ自体は評価できますが、そのためには、既存のスポーツ施設をしっかりと維持管理しながらさらに拡充していくことが必要であります。

施設改善についての現状の課題、新たな事業計画についてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 スポーツ施設の主な課題といたしましては、施設や設備の老朽化、多様化するスポーツや市民ニーズへの対応などがございます。

今後の施設整備の方向性につきましては、今年度中に策定予定の（仮称）スポーツ施設整備計画の中で、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 市民体育館は市内に5館あり、吹田市の一市民一スポーツ実践の拠点施設であります。より近くに、より手頃な料金で利用できる施設整備は本市の特徴です。バリアフリー化やトレーニングマシーン、用具の更新などの課題についてお聞かせください。

また、市民体育館は災害時の避難所等になります。通常の利用においては、熱中症対策も必要であります。計画的に空調設備の整備を求める。併せて御答弁ください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 市民体育館のバリアフリー化につきましては、引き続き取り組む必要性がありますことから、施設の特性を踏まえ、誰もが利用しやすい施設となるよう、エレベーター等の整備を進めてまいります。

トレーニングマシンや備品につきましては、Panasonic Stadium Suitaのネーミングライツ料の一部を活用し、計画的な更新に努めております。

また、スポーツ施設の空調設備につきましては、現在、（仮称）スポーツ施設整備計画の中で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 学校体育施設の利用促進についてお聞きをします。

身近な地域でスポーツができる環境として、小・中学校のグラウンドや体育館の環境整備や利用促進を図りますとあります。具体的な取組状況、中学校グラウンドのナイター施設開放事業の拡充を求みたいと思います。併せてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 学校開放事業における体育施設の利用者の利便性や地域による当該施設運営の効率性の向上を図るため、令和8年度（2026年度）より、学校施設予約システムを導入いたします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

団体登録や利用申請をインターネット上で完結で
きますことから、より便利に施設をお使いいただく
ことが可能となります。

また、中学校運動場のナイター施設につきまして
は、現在のところ既存の7校からの増設予定はござ
いませんが、照明設備のLED化により、快適に御
利用いただける環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 新しいシステムを導入する
いうことでありますので、ぜひ周知をまた進めてい
ただきたいと思います。

次に、学童保育についてお尋ねします。

補正予算で豊一小学校学童保育ほしのこ学級の教
室増築について提案がされています。入室希望児童
の増加が見込まれているとのことです。事業の詳細
と今後の見通しについて、まずお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 豊一留守家庭児童育成室の
増築につきましては、保育ニーズの増加に伴い、2
年後には約60名増の入室児童数を想定し、校内のグ
ラウンド南東部の既存棟の横に2階建て2教室の育
成室棟を新たに整備するものでございます。

なお、今後の当該育成室の見通しにつきましては、
入室希望が増加傾向にあるため、引き続き学校教育
部をはじめとした関係部局との連携のほかに、状況
によっては民間事業者にも協力を求めるなどして、
運営場所の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 市全体の来年度以降の学童保
育受入れ見通し、また、待機児童対策等についてお
聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室の入室
児童数については、この10年間で2.5倍に増加し、
6,000人弱となっており、3年後には7,000人を超
ると推計しております。

このような中、来年度の一斉入室申請期間内の入
室希望児童につきましては、受入れができるよう努
めているところですが、一方で、小学校での35人学
級の導入や支援学級の増加等による教室の確保のほ
か、人材不足による指導員等の確保も困難な状況と
なっており、受入れに非常に厳しい側面があります。

今後、持続可能な事業として進めるためには、こ
れまでの考え方とらず、様々な角度から検討
を行い、新たな方策を複合的に実施していく必要が
あるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 引き続き注視していきたいと
思いますので、しっかりとやってほしいと思います。
よろしくお願いします。

次に、施設改善についての課題、進捗状況につい
てお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室の施設
改善につきましては、各育成室での施設等の損耗状
況を踏まえながら、緊急性や必要性を考慮し、優先
度の高いものから順次実施しているところでござい
ます。

従来課題があった空調機器の更新につきましては、
今年度まで完了しており、来年度以降は経年劣化
に伴う機器の更新などを実施していくことを検討し
ております。

また、老朽化したプレハブ棟につきましては、耐
用年数を考慮した上で、必要な修繕や育成室の校舎
内の教室への移動について実施または検討を行って
いるところでございます。

そのほか、施設の維持管理につきましては、引き
続き、学校・保育施設等包括管理業務を所管する学
校教育部などの関係部局とも連携を図りながら、ト
イレ改修も含め、適切に行えるよう努めてまいりま
す。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

じます。

次の会議は12月8日（月曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後4時43分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会副議長	村口久美子	
吹田市議会議員	後藤恭平	
吹田市議会議員	玉井美樹子	
吹田市議会議員	後藤久美子	